

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第 4 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 7 日

茨城県監査委員 岡野 栄 治
同 羽生 健 志

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

結 城 市	大矢 尚武
土 浦 市	古沢 喜幸
古 河 市	浦上 尚
つくばみらい市	山田 稔
土 浦 市	石川 克子
牛 久 市	須藤 京子
取 手 市	土屋 登

2 茨城県職員措置請求書の提出

平成 29 年 4 月 28 日

3 補正書の提出

平成 29 年 5 月 17 日（補正期間は平成 29 年 5 月 9 日から 9 日間）

4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、別紙 1 から別紙 14 まで及び資料 1 から資料 48 までの掲載は省略した。

(1) 茨城県知事に対する措置請求の要旨

茨城県知事が、平成27年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、別表「平成27年度茨城県議会政務活動費支出実績と返還請求金額」の「返還請求金額」欄記載の各金員の返還を請求することを怠る行為は違法なので、地方自治法242条第1項に基づき、監査委員が茨城県知事に対し、同金員について各会派に対して茨城県に返還するよう請求することを勧告することを求める。

(2) 措置請求の理由

ア 政務活動費の性質と支出の根拠等（平成27年度分について）

(ア) 茨城県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

a 茨城県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14項ないし16項、及びこれに基づき制定された「茨城県政務活動費の交付に関する条例」（平成13年3月28日茨城県条例第35号、平成24年茨城県条例第94号によって改称、以下「条例」という）に基づいて県議会各会派に交付される。

茨城県では、上記条例に基づく政務活動費の交付に関する細則を「茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程」（平成13年3月23日議長決裁、改正・平成24年12月21日議長決裁、平成25年3月1日施行、以下「規程」という）で規定し、更に、政務活動費の適正な執行を図るために「政務活動費の手引」（平成24年12月12日制定、平成25年4月1日適用、以下「手引」という）で支出の例示、注意事項などの詳細を定めている。

b 地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる。」と定めている。

c 「条例」は、地方自治法の上記条項に基づき、

(a) 第1条において、政務活動費が「茨城県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として議会に於ける会派に対して交付されるものであること、

(b) 第2条第1項において、政務活動費を充てることのできる範囲として、「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という）に要する経費に対して交付する」とし、同条第2項関係の別表において、「人件費」「事務所費」「事務費」「交通費」「視察・研修費」「調査委託費」「資料購入・作成費」「要請陳情等活動費」「会議費」「グループ活動費」「広報紙(誌)発行費」「ホームページ作成・管理費」「政策広報費」「会費」の14種類の使途経費を、

(c) 第9条第2項において、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は、議長

が定めることができること、

- (d) 第10条第1項において、会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を当該年度の終了した翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこと、
- (e) 同条第2項において、収支報告書には支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならないこと、
- (f) 第12条において、知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行なった政務活動に係る支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができること、をそれぞれ定めている。

d 「規程」は、上記(c)の規定に沿い、第5条第2項において、「政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。」としつつ、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、

- (a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1
- (b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1
- (c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

を上限として算定するとしている。

(イ) 政務活動を遂行するに当たり留意されるべき法の規定

以上の諸制約のもとで実際に支出するに当たり留意しなければならないのは、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定である。この規定は議会にも適用されるものであり、政務活動費の支出に当たっては、十分留意されなくてはならない。

従って、政務活動費に関する「条例」「規程」及び「手引」は、その内容と運用について、この規定を順守しなければならない。

(ウ) 一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出

- a 公表された目的以外で政務活動以外の行為が絡んだ支出
- b 政務活動用としては高額過ぎる物品の購入に係る支出
- c 規定が予定している本来の態様から逸脱している行為に係る支出
- d 目的或は効果が分からない行為に係る支出
- e 低額な手段があるにも関わらず高額な手段を採ったことに係る支出
- f 会派又は議員の宣伝の意味が濃い情報提供行為に係る支出
- g 政党の資金の一部となり得る行為に係る支出

イ 茨城県議会の平成 27 年度政務活動費の交付と精算

- (ア) 茨城県は、「条例」に基づき、平成 27 年度政務活動費として、茨城県議会の各会派に金員を交付した。
- (イ) 各会派は、いずれも平成 28 年 4 月 28 日までに、「平成 27 年度政務活動費収支報告書」を提出し、茨城県議会事務局が平成 28 年 4 月 28 日に受付けた。但しまごころ一途茨城の分は、平成 27 年 5 月 27 日に同事務局が受け付けた。なお、自民県政クラブは、28 年 12 月 1 日付けで費用項目間の金額の入れ替えの修正を行ったが支出合計金額に変動はなかった。余剰金のある会派は、規定に従ってその金員を茨城県に返還したものである。

ウ 平成 27 年度の政務活動費支出評価結果

(ア) 評価結果

アの記載事項に基づき、茨城県議会の各会派が平成 27 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書などに基づいて、その妥当性を個別に判断し、違法或は不当と判断された結果は、別表の「返還請求金額」欄のとおりであり、そのように判断した評価の内容については、同表の「評価書」欄に記載した各番号の「別紙」に、査定対象とした支出の詳細及び個別の返還請求金額とともに記載したとおりである。

なお、本文及び別紙において、会派の名称を次のように省略して表記した。

民進党茨城県議会議員団を民進党、茨城県議会公明党議員会を公明党、
日本共産党茨城県議会議員団を日本共産党

(イ) 経費項目別の評価の概要

以下に返還請求すべきと判断された支出があった費用項目について、査定の根幹とした判断の基準を記述する。個別の詳細については、上記「別紙」に記載してあるので参照されたい。

a 人件費（詳細は別紙 1）

按分率を 1/1 としているものについて、按分率の正当性を証明するに足りる雇用契約書及び勤務実績を示す文書が提示されないものは、全額返還とした。

b 事務所費（詳細は別紙 2）

(a) 事務所の賃借料については、所属政党の事務所の部屋を借用のものと出身母体であると思われる組合の事務所を借用しているものの 2 件が按分率を 1/1 としている。これらは、政務活動にのみに使用していたとは信じ難く半額を返還とした。

(b) その他 3 件は、按分率を 1/2 としているものの、本人が役員を務めるなどしている会社からの借用であり、別紙 2 に示したように、それぞれ借用契約に疑問が持たれるものであり、半額或いは全額を返還とした。

c 事務費（詳細は別紙 3）

- (a) いばらき自民党の石塚仁太郎は調査報告書、岡田拓也は政務活動調査報告書、先崎光は県政活動報告書、そして森田悦男は各地区活動調査報告書の郵送費を計上している。これらの報告書の内容が開示されないので、広報紙(誌)との関連も分からないし、専ら政務活動関連の報告書であるかどうか分からない。広報紙(誌)と同様政務活動以外も含まれると推察し、半額返還とした。
 - (b) コピー機のリース料、サーバー費用、ドメイン維持費及び政務活動記録機器などで按分率を1/1としているものについては、政務活動以外には絶対に使用しないということは出来ないはずであるから、半額を返還とした。又、リース元の変更と共に按分率を1/2から1/1へ変更したものは半額返還とした。
 - (c) ホームページ或は広報紙(誌)に関係したものは、これら関係物の按分率の評価と同一按分率とし、半額返還とした。
 - (d) 用途が不明な大量のコピー用紙の購入は、全額返還とした。
 - (e) 不必要に高額な機器の購入は、按分率を1/2としているものでも全額返還とした。
- d 交通費(詳細は別紙4~7、11,13)
- 交通費として計上されたが、視察・研修活動費、グループ活動費及び政策広報費として計上された活動費用との関連が明らかなものは、これらの費用の評価の中で評価した。
- (a) ガソリン代等・高速道料金他(詳細は別紙4、別紙5)
- 両費用については、政務活動以外の目的の有無、目的不明の移動、或は、目的は明らかであるが意見交換等の相手が示されていないものに支出されていないかを精査し、政務活動以外の目的が混在すれば按分率を1/2とし、目的不明或は相手不明の移動の場合は支出を認めないこととして返還金額を算定した。なお、表面上は政務活動としながら、実質は選挙応援といった政治活動をしていた場合は、全額返還としたものもある。公明党の井手義弘においてこの傾向が特にあり、選挙の1ヶ月前頃から該当の市町村へ出向く傾向がある。
- (b) 自動車リース代(詳細は別紙6)
- 「手引」の11頁(5)及び28頁(4)のQ15の記載事項によれば、政務活動費を充当できる自動車リースは、その主たる使用目的が政務活動であることを予定しているものと推察される。更に車種や金額についても社会通念上必要かつ相当と認められる範囲としている。ここにいう社会通念とは、政務活動をする上での社会通念であり、それを逸脱するものではない。以上のことから、自動車リースに関しては、政務活動費の充当金額の大小を論ずる前にリース金額の適正を論ずるべきである。そこで、平成25年度の茨城県議会の政務活動費に関する住民監査請求において、按分率を1/2として政務活動費を充てることのできる金額を月額28,000円とし、平成

26年度の同住民監査請求では、その後の消費税引き上げを考慮して、月額29,000円として査定した。この金額は、政務活動に供する自動車として十分な車格のものと確信する。本請求においてもこの金額により査定した。又、特に異常に高額な価格の自動車をリースしたと推察されるものについては、全額返還とした。

なお、平成26年度分の監査において、監査委員は、リース車として許容される車格は、使用される環境などにより決まるとしているが、指摘した自動車について何ら具体的な環境条件を示さずに請求を棄却している。

e 視察・研修費（詳細は別紙7）

- (a) 大学等の教育機関で、基礎的手法などを学ぶことは、個人のスキルアップのためであり、全額返還とする。この様なことは備わっているものとして議員を選出しているのである。
- (b) 視察の具体的な行き先、目的、成果などが不明のものは、原則として全額返還とした。これらが明らかなものでも、旅費の明細が明らかにされないものは、計上金額の半額を返還とした。
- (c) 視察結果を県政に具体的に活用した形跡がないものは全額返還とした。
- (d) 移動手段の選択に合理性がないものは全額返還とした。
- (e) 同じような視察を繰り返し行い、趣味の延長ではないかと思われるものは全額返還とした。
- (f) 意義が認められない活動の費用、日程上不可能ではないかと思われる活動の費用或は報告外で政務活動外の活動も行っていった場合の費用等は、全額返還とした。

f 資料購入・作成費（詳細は別紙8）

- (a) 所属する政党及びこれと密接に関連がある団体が発行する新聞等を購入することに政務活動費を充当することは、政党等の資金援助に繁がるという面があるので費用の1/2を超えては認めないというのが請求者の考えであるが、「手引」では、全額認められているというのが監査委員の従来からの見解である。この見解を認めるものではないが、本請求では、購入先が公開されないことから不正な購入がありとして、購入者と発行者の関係とは無関係に、全額返還とした。
- (b) 県政に直接には関係しない書籍類の購入代は、全額返還とした。

g 要請陳情等活動費（詳細は別紙9）

- (a) 活動内容が不明なもの或は具体性がないものは全額返還とした。
- (b) 会派の他の議員と目的を共有しながら別行動し無駄な旅費を支出したと考えられるものは、全額返還とした。
- (c) 効果はないであろうと思われる陳情活動は全額返還とした。

h 会議費（詳細は別紙10）

県政報告と意見交換の会議としているが、内容が公開されないのをこれを推測すれば、県政報告は、議会に於ける議員の質疑に関する報告であろうと

思われる。これは半分自己宣伝であるから、半額返還とした。

i グループ活動費（詳細は別紙 11）

対象とした 2 グループは、共に活動の目的を示しておらず結果も示していない。参加した一人か二人の議員がホームページ等に報告記事を書いているが内容に乏しいものである。又、旅費の明細が報告されておらず、適正な支出であったかの評価ができない。観光に過ぎない訪問先もあった。従って全額返還とした。

j 広報紙(誌)発行費（詳細は別紙 12）

(a) プロフィールや支援要請の記事は政務活動外とした。

(b) 議会に於ける質疑の羅列報告は、自己宣伝の意味合いが強いが、必ずしも全部を否定するものではないので按分率を 1/2 とした。

(c) ホームページ等のネット上に公開されているものについては、記事内容を確認し政務活動であるか否かの評価をした。政務活動と評価したものが記事全体に占める面積で按分率を決め返還金額を決めた。

(d) 内容確認ができないものは、他の内容の確認ができたものの大勢が議会に於ける質疑の報告であることを踏まえ、按分率を 1/2 とし、返還金額を決めた。

k 政策広報費（詳細は別紙 13）

(a) 県政報告会等の案内状を発送した、或は関係資料をコピーしたとしながら、会が開催された形跡がないものは、これらに要した費用は全額返還とした。

(b) 県政報告会とされている報告の内容の大半は、議会に於ける議員自らの質疑に関する報告であろうと思われる。この報告は、自己宣伝の意味合いが強いが、必ずしも全部を否定するものではないので按分率を 1/2 とした。活動報告用写真のコピー代も同様に評価した。

(c) 県議会報告の送付先見直し作業を外注しているものは、無駄使いであるから、全額返還とした。

(d) 県政報告会のためにあえて行う写真や映像の撮影は全く必要ないものとして、全額返還とした。日頃の活動の中で得られた映像等で報告を行うのが本来の姿である。

l 会費（詳細は別紙 14）

(a) 自衛隊退職者の親睦団体、自衛隊の後援会及びその他親睦的要素の多い団体、又、外部から客観的に見て必要な行動をするべきで県会議員として加入することは認められるべきではないと思われる団体への年会費及び会費は、全額返還とした。意見交換とか情報収集を目的とするなら、その都度場を設けて団体に話を聞けばよい。労使懇談会への参加もこれに含める。

(b) 倫理活動を行っている団体への加入が純粹に政務活動であるか疑問であり半額返還とした。

- (c) 商工会総会等の内輪の会合に議員として出席する必要はなく、意見交換のためとされるが自己宣伝が目的にあるので、半額返還とした。
- (d) 同一後援団体に属する議員が構成する会合は、純粋な政務活動とは言えず、関連した年会費及び会費は、半額返還とした。
- (e) 一企業の商行為に関連した団体への加入は政務活動ではないので、全額返還とした。
- (f) 新年会は、名刺交換の要素が強く、意見交換はほとんどできないものとして半額返還とした。但し、議員の支持団体等の新年会については、全額返還とした。

(添付資料) (「」は、証明しようとする事象を示す。)

- 1 資料 1(1 頁) Google マップ
「田山東湖議員の事務所が所在する建屋外部に事務所表示がないこと」
- 2 資料 2(4 頁) 履歴事項全部証明書と Google マップ
「タカハシ工業(株)の所在地、目的、代表取締役氏名及び会社の所在地に議員の事務所が存在すること」
- 3 資料 3(7 頁) 民進党茨城県議団のホームページ
「民進党のホームページの構成」
- 4 資料 4(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 4 月 3 日に、井手義弘(よしひろ)議員が、埼玉県内の複数市で選挙活動を行ったこと」
- 5 資料 5(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 4 月 8 日に、井手義弘議員が、埼玉県川口選挙区で選挙活動を行ったこと、これを隠すためホームページの改ざんを行ったこと」
- 6 資料 6(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 4 月 18 日に、水戸市、土浦市及び龍ヶ崎市で山口那津男党代表が選挙への支援を訴えた演説会に、井手義弘議員が、同行していたこと、これを隠すためにホームページの改ざんを行ったこと」
- 7 資料 7(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 4 月 20 日に、井手義弘議員が、水戸市内で選挙活動を行ったこと」
- 8 資料 8(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 4 月 23 日に、井手義弘議員が、牛久市内で選挙活動を行ったこと」
- 9 資料 9(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 5 月 5 日に、井手義弘議員が、県内 3ヶ所で県政報告を行ったとしながら、市会議員を伴い選挙に向けての活動を行ったこと」
- 10 資料 10(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 5 月 16 日に、井手義弘議員が、初当選した市議会議員と懇談会

- を行ったこと、これを隠すためホームページの改ざんを行ったこと」
- 11 資料 11(1 頁) 参議院議員 埼玉選挙区 矢倉かつおホームページ
「2015 年 6 月 6 日に、公明党全国県代表協議会が東京都新宿区の公明党で開催されたこと」
 - 12 資料 12(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 6 月 17 日に、井手義弘議員が、カーレースへの参戦者についての報告活動を行っていたこと」
 - 13 資料 13(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ(12 月とあるのは誤記で 6 月が正しい)
「2015 年 6 月 21 日に、井手義弘議員が、銚田市内で選挙活動を行ったこと」
 - 14 資料 14(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 10 月 13 日に、井手義弘議員が、大洗町で選挙活動を行ったこと」
 - 15 資料 15(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 10 月 18 日に、井手義弘議員が、高萩市とひたちなか市で選挙活動を行ったこと」
 - 16 資料 16(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 10 月 19 日に、井手義弘議員が、ひたち海浜公園を視察したとしているが、単なるコキア見物であること」
 - 17 資料 17(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 11 月 1 日に、井手義弘議員が、中川市長と意見交換としながら、実は市長選の出陣式に参加していたこと」
 - 18 資料 18(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 11 月 7 日に、日立市とひたちなか市で公明党県本部主催の時局講演会が開催されたこと、これを隠すためにホームページの改ざんが行われたこと」
 - 19 資料 19(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 11 月 8 日に、井手義弘議員が、小美玉市で選挙活動を行ったこと」
 - 20 資料 20(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 11 月 10 日に、井手義弘議員が、八千代町で選挙活動を行ったこと」
 - 21 資料 21(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 11 月 11 日に、井手義弘議員が、古河市で行われた公明党時局説明会に参加したこと」
 - 22 資料 22(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015 年 11 月 24 日に、井手義弘議員が、茨城町で選挙活動を行ったこと」
 - 23 資料 23(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ

- 「2015年11月29日に、井手義弘議員が、下妻市で選挙活動を行ったこと」
- 24 資料 24(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ及び vimeo.com/148461905
「2015年12月9日に、公明党時局講演会が行われたこと」
- 25 資料 25(1 頁) 井手よしひろ (@ibakengee) /2016年01月/Page3-Twilog
「2016年1月4日に、井手義弘議員が、県議会報告と称してつくばみらい市、守谷市及び取手市で、各市の議員選挙候補予定者となる市議会議員を参加させ、市議会選挙に備えた活動を行ったこと」
- 26 資料 26(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年1月5日に、井手義弘議員が、潮来市内で市議会議員選挙候補予定者である市議会議員を参加させ、市議会議員選挙に備えた活動を行ったこと」
- 27 資料 27(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年1月8日に、公明党茨城県本部(代表:井手義弘県議)が都内の党本部で開催され、井手義弘議員が出席したこと」
- 28 資料 28(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年1月17日に、井手義弘議員が、取手市で選挙活動を行ったこと」
- 29 資料 29(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年1月19日に、井手義弘議員が、東海村で選挙活動を行ったこと」
- 30 資料 30(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年1月23日に、公明党茨城県本部「新春の集い」が水戸市内で開催されたこと」
- 31 資料 31(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年1月30日の活動記録が改ざんされ、県政懇談会開催の事実が疑われ、実際は選挙活動であろうと推察する理由」
- 32 資料 32(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年1月31日に、井手義弘議員が、つくば市内で選挙活動を行ったこと、これを隠すためにホームページの改ざんを行ったこと」
- 33 資料 33(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年2月2日に、井手義弘議員が、河内町で選挙活動を行ったこと」
- 34 資料 34(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年2月6日に、井手義弘議員が代表を務める公明党茨城県本部の新春の集いをつくば市内で開催したこと」
- 35 資料 35(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2016年2月11日に、井手義弘議員が、人気のない災害復旧工事場で視察をおこなったこと、同伴者がいるであろうこと」
- 36 資料 36(1 頁) 茨城県議会総務企画常任委員会名簿
「2015年6月29日の委員会への細谷典幸議員の無断欠席の疑い」
- 37 資料 37(1 頁) 川口まさやブログ

- 「2015年9月11日に所属会派の常総市所在の議員のお見舞いに参加できなかったこと、当日の活動目的が視察ではなく見舞であったこと」
- 38 資料 38(1 頁) 井手よしひろ Facebook
「井手義弘議員がバラ園などの視察に頻繁に出かけるのは、趣味ではないかと疑いを持つ根拠」
- 39 資料 39(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015年8月29日に、井手義弘議員が、FIA-F4 レースを観戦したこと」
- 40 資料 40(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015年8月30日に、休日にも拘わらず、井手義弘議員が、工場見学と市議会議員と面会したとする異常な状況」
- 41 資料 41(1 頁) 井手よしひろ公式ホームページ
「2015年8月31日に、目的とする全てのヒアリングと意見交換を行っていること」
- 42 資料 42(1 頁) TOYOTA GAZOO Racing
「2015年8月29日と30日に鈴鹿サーキットでFIA-F4 レースが行われたこと」
- 43 資料 43(4 頁) 加藤あきよしオフィシャルブログ及び岡田拓也の Facebook
「港湾議員連盟のシンガポール・マレーシア視察調査の記事として内容が乏しく、全員がこの程度の報告しか書けない視察であったとすれば、視察の価値がないこと」
- 44 資料 44(4 頁) 星田弘司ブログ
「防衛・領土問題対策議員連盟の視察・研修の報告記事として内容が乏しく、全員がこの程度の報告しか書けない視察・研修であったとすれば、視察・研修の価値がないこと」
- 45 資料 45(3 頁) いばらき自民党県政活動報告 2015
「ほとんどが視察中の議員の写真であり自民党或はいばらき自民党の宣伝内容に過ぎず、広報紙とはいえないこと」
- 46 資料 46(1 頁) 星田弘司ブログ
「2016年1月22日の県政報告会が自己宣伝の場に過ぎないこと」
- 47 資料 47(1 頁) 星田弘司ブログ
「2016年2月13日の県政報告会が自己宣伝であり後援会活動の一環の場であったこと」
- 48 資料 48(1 頁) 公益社団法人隊友会自己紹介記事
「隊友会が本質的には自衛隊退職者の親睦団体であり、これらの会員の会費に比べ特別会員の会費が異常に高額であること」

別表

平成27年度茨城県議会政務活動費支出実績と返還請求金額

金額単位：円

まごころ一途茨城会派は全額残余金として報告しているので本表には記載していない。

分類	いはらき自民党			自民県政クラブ			民進党茨城県議会議員団			茨城県議会公明党議員会			日本共産党茨城県議会議員団			茨城の元気な明日を創る会			経費別 返還請求 金額計		
	葉梨衛			江田隆記			長谷川修平			井手義弘			山中たい子			戸井田和之					
	代表者名	政務活動費 支出金額	返還請求 金額	評価書	政務活動費 支出金額	返還請求 金額		評価書													
調査活動補助費	人件費	59,650,247	28,542,097	別紙1	9,336,000	9,336,000	別紙1	2,213,000	1,488,000	別紙1	440,500	436,500	別紙1	2,459,647	2,459,647	別紙1	2,511,600	2,511,600	別紙1	44,773,844	
	事務所費	6,282,400	1,092,000	別紙2	276,600	0	別紙2	960,000	60,000	別紙2	0	0	別紙2	0	0	別紙2	0	0	別紙2	1,152,000	
	事務費	9,853,450	135,921	別紙3	1,043,354	0	別紙3	1,243,817	260,087	別紙3	1,853,249	153,181	別紙3	560,401	160,262	別紙3	292,446	0	別紙3	709,451	
	交通費	10,105,928	1,954,662	別紙4,6, 7,11,13	1,163,459	106,872	別紙4,6, 7,11,13	2,066,891	221,558	別紙4,6, 7,11,13	4,309,459	870,349	別紙5,6, 7,11,13	853,924	34,608	別紙4,6, 7,11,13	0	0	別紙4,6, 7,11,13	3,188,049	
	右記費用の 検討の中で 交通費を検 討した結果を 表し、合計が 交通費の返 還請求金額 となる	ガソリン代等 及び高速料金 他	34,780	別紙4	ガソリン代等 及び高速料金 他	768	別紙4	ガソリン代等 及び高速料金 他	139,034	別紙4	ガソリン代等 及び高速料金 他	697,358	別紙5	ガソリン代等 及び高速料金 他	34,608	別紙4	ガソリン代等 及び高速料金 他	0	0	別紙4	906,548
	自動車リース代	1,838,606	0	別紙6	自動車リース代	101,988	別紙6	自動車リース代	82,524	別紙6	自動車リース代	0	別紙6	自動車リース代	0	別紙6	自動車リース代	0	0	別紙6	2,023,118
	視察・研修費	7,056	0	別紙7	視察・研修費	4,116	別紙7	視察・研修費	0	別紙7	視察・研修費	172,991	別紙7	視察・研修費	0	別紙7	視察・研修費	0	0	別紙7	184,163
	グループ活動費	45,204	0	別紙11	グループ活動費	0	別紙10	グループ活動費	0	別紙11	グループ活動費	0	別紙11	グループ活動費	0	別紙11	グループ活動費	0	0	別紙11	45,204
政策広報費	29,016	0	別紙13	政策広報費	0	別紙12	政策広報費	0	別紙13	政策広報費	0	別紙13	政策広報費	0	別紙13	政策広報費	0	0	別紙13	29,016	
計	85,892,025	31,724,680	—	11,819,413	9,442,872	—	6,483,708	2,029,645	—	6,603,208	1,460,030	—	3,873,972	2,654,517	—	2,804,046	2,511,600	—	49,823,344		
調査・ 政策立 案費	視察・研修費	4,631,640	3,966,310	別紙7	291,600	291,600	別紙7	435,408	387,115	別紙7	208,353	7,904	別紙7	219,500	0	別紙7	0	0	別紙7	4,652,929	
	調査委託費	14,100	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	
	資料購入 ・作成費	7,385,960	611,916	別紙8	568,548	44,991	別紙8	2,512,139	10,000	別紙8	1,077,866	120,018	別紙8	772,246	1,500	別紙8	122,364	6,480	別紙8	794,905	
	要請陳情等 活動費	0	0	別紙9	28,960	28,960	別紙9	0	0	別紙9	0	0	別紙9	19,560	15,280	別紙9	0	0	別紙9	44,240	
	会議費	410,720	0	別紙10	430,900	209,080	別紙10	0	0	別紙10	209,080										
	グループ 活動費	12,303,128	11,940,998	別紙11	0	0	別紙11	11,940,998													
	計	24,745,548	16,519,224	—	1,320,008	574,631	—	2,947,547	397,115	—	1,286,219	127,922	—	1,011,306	16,780	—	122,364	6,480	—	17,642,152	
広報 広聴 活動費	広報紙(誌) 発行費	30,296,658	14,788,631	別紙12	4,073,547	1,872,579	別紙12	6,642,384	2,645,998	別紙12	5,272,642	2,944,933	別紙12	5,543,155	1,190,695	別紙12	393,693	196,846	別紙12	23,639,682	
	ホームページ 作成・管理費	939,422	0	—	220,000	0	—	129,600	0	—	53,225	0	—	208,332	0	—	0	0	—	0	
	政策広報費	2,122,571	1,666,928	別紙13	552,455	251,226	別紙13	92,904	67,404	別紙13	694,660	491,610	別紙13	0	0	別紙13	279,979	0	別紙13	2,477,168	
	会費	471,300	14,700	別紙14	20,000	5,000	別紙14	326,108	128,500	別紙14	238,000	106,000	別紙14	11,400	0	別紙14	0	0	別紙14	254,200	
	計	33,829,951	16,470,259	—	4,866,002	2,128,805	—	7,190,996	2,841,902	—	6,258,527	3,542,543	—	5,762,887	1,190,695	—	673,672	196,846	—	26,371,050	
合計*	144,467,524	64,714,163	—	18,005,423	12,146,308	—	16,622,251	5,268,662	—	14,147,954	5,130,495	—	10,648,165	3,861,992	—	3,600,082	2,714,926	—	93,836,546		
交付金額	160,800,000	—	—	18,000,000	—	—	18,000,000	—	—	14,400,000	—	—	10,800,000	—	—	3,600,000	—	—	—	225,600,000	
残 余**	16,332,476	—	—	△5,423	—	—	1,377,749	—	—	252,046	—	—	151,835	—	—	△82	—	—	—	—	

* 交付金額を超えているものがあるが、どの費目で調整しているのか分からないので、返還すべき金額の算出に当たってはこれを考慮していない。
**収支報告書では、残余がマイナスの場合 0 円表記となっているが、ここでは△付きの数値を記載した。従って残余金の合計をしても意味がないので空欄とした。

第2 監査委員の除斥

本件請求においては、平成27年度に交付された政務活動費について6会派が返還請求の対象とされているが、議員のうちから選任された菊池敏行委員及び常井洋治委員はこれらの会派のうちの一つに属しており、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2に定める直接利害関係のある事件に当たるから、除斥とした。

第3 請求の受理

平成29年5月22日に監査委員会議を開催し、本件請求が法第242条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年5月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠等が提出されるとともに、陳述がなされた。

(1) 新たな証拠等の提出（掲載は省略）

- ・資料1 「条例について(質問)」(平成28年6月8日付け)及び「条例について(回答)」(平成28年7月27日付け人第220号)
- ・資料2 「人第220号」に関する質問(平成28年8月1日付け)及び「人第220号」に関する質問について(回答)(平成28年8月10日付け人第244号)
- ・資料3～5 (請求人が今回の請求に関係するものではないとした資料)

(2) 陳述の要旨

請求人による陳述の要旨は、おおむね次のとおりであった。

- ア 平成27年6月24日に公明党の井手義弘議員がツインリンクもてぎにて行った意見交換の際に、視察・研修費として支払われた保険料の支払先がもてぎ鈴鹿共済会であることは信用できないため、全額返還すべきである。
- イ 平成27年8月4日から6日にかけての公明党の井手義弘議員の交通費につ

いて、自家用車にかかる同乗者がいたことが推察されるため、2分の1又は全額を返還すべきである。

ウ 平成27年8月29日から31日まで及び平成28年2月11日から13日までに係る公明党の井手義弘議員の交通費について、明白な観光であり、全額返還すべきである。

エ その他、平成27年度の政務活動費に係る住民監査請求に該当しない事項があったが、それについては省略する。

2 監査対象事項

知事が、平成27年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、本件請求において摘示された支出を監査対象事項とした。

3 監査対象機関

政務活動費の事務を所管する茨城県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査

議会事務局より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

監査事項

(1) 議会事務局における、政務活動費に係る確認体制及び方法

ア 収支報告書の提出（翌年度4月30日まで）時、どのような確認を行うのか

- ・支出の根拠となる書類
- ・政務活動費から支出することの適正性（政務活動に該当する支出内容であるか）
- ・政務活動費の金額の適正性（按分率等）
- ・「社会通念上必要かつ相当」についての判断（自動車リース代等）

イ その他、政務活動費に関し、各会派に対しどのような確認等を行っているか

(2) 政務活動費の各経費

ア 全項目共通

- ・当該執行が専ら政務活動であることの確認（按分したものにあっては、当該按分率が適正かの確認）

イ 人件費

- ・雇用及び勤務実態の確認

- ウ 事務所費
 - ・事務所の賃貸借に係る契約内容の確認
- エ 事務費
 - ・調査報告書等の内容及び送付実態の確認
 - ・物品購入及びその用途，管理に関する確認
- オ 交通費
 - ・宿泊費・ガソリン代等に係る活動内容及び支払についての確認
 - ・自動車リースに係る契約内容の確認
- カ 視察・研修費
 - ・当該視察研修の行き先，目的，成果について，政務活動のために行われたものであることの確認
 - ・交通費，宿泊費に係る支払についての確認
- キ 資料購入・作成費
 - ・当該資料等が，政務活動のために購入(購読)されたものであることの確認
- ク 要請陳情等活動費
 - ・要請陳情等のが政務活動のために行われたものであることの確認
 - ・交通機関の利用方法について確認
- ケ 会議費
 - ・意見報告会が政務活動のために開催されたものであることの確認
- コ グループ活動費
 - ・当該活動の行き先，目的，成果について，政務活動のために行われたものであることの確認
 - ・交通費に係る支払についての確認
- サ 広報紙(誌)発行費
 - ・当該広報紙(誌)等が，政務活動のために発行されたものであることの確認
- シ 政策広報費
 - ・当該広報費が，政務活動のために使用されたものであることの確認
 - ・会場使用料，茶菓子等の支払について確認
- ス 会費
 - ・当該会費の支払が，政務活動のために必要なものであることの確認

5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して，監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

(1) 政務活動費の執行に対する議会事務局の確認体制と方法について

議会事務局は，随時，会派又は議員からの相談・問合せに応じるとともに，会派から当該年度終了後に収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）の提出を受けたときは，総務課職員（5名）が茨城県政務活動費の交付に関する条

例（以下「条例」という。）、茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「規程」という。）や政務活動費の手引（以下「手引」という。）に照らして審査を行い、対象経費の範囲に適合しているか等の確認を行っている。

具体的な確認作業としては、会派の政務活動費経理責任者が確認した収支報告書等の内容について、対象となる活動や充当金額、充当割合など、手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」に適合しているか確認している。

なお、収支報告書等の内容確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、必要に応じて支出された経費が議員の調査研究活動に当たるものか、会派の政務活動費経理責任者に説明を求め、確認を行っている。

（２）会派による確認等について

政務活動費は、条例に基づき議会の会派に交付されるため、会派の所属議員が個々に行う政務活動に充当するに当たっては、会派から所属議員に対して、政務活動に関する包括的な委託を行っている。

また、会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の執行については、所属議員に対し事前に指導助言を行うとともに、随時、相談に応じており、所属議員から収支報告等を受けた際には、その活動目的、充当金額や充当割合などの内容について、提出を受けた領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等により、対象経費の範囲に適合しているかを確認したうえ、会派代表者から承認を受けている。

今般の住民監査請求を受けて、代表者及び経理責任者があらためて請求対象の各議員に対し聴き取り調査を行うとともに、領収書をはじめ、事務所や自動車の賃貸借契約書、活動記録簿などの各種関係書類について再度確認を実施した。

（３）所属議員が１人の会派（以下「１人会派」という。）の議員に対する扱いについて

１人会派の議員に対しては、議会事務局が説明の機会を設け、手引の中の留意事項などについて、詳細に説明している。

今般の住民監査請求を受けて、議会事務局があらためて請求対象議員に対し聴き取り調査を行うとともに、領収書をはじめ、事務所や自動車の賃貸借契約書、活動記録簿などの各種関係書類について再度確認を実施した。

（４）請求人の主張する査定の基準について

本県の政務活動費については、条例、規程や手引で経費の範囲を定めている。

本件請求において、請求人が主張する第１・４（２）のア（ウ）（３頁）「一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出」のa～gについては、事実に基づかない憶測又は疑念によるものであるとともに条例、規程や手引の誤った解釈である。このことをもって請求人の主張するような違法・不当な政務活動費の使用事実の指

摘とは認められない。

(5) 請求人が不当と主張している支出について

政務活動費に係る支出については、会派又は議員の責任において適切なる判断をもって執行され、議長に対し必要な書類は全て提出されており、本件請求において請求人が支出を認め得ないものとして摘示する個別の案件について、収支報告書等の確認及び改めて会派からの聞き取り調査を実施するなどした結果、支出の内容に不当と思われるものはなく、条例、規程及び手引に定める経費の範囲及び按分割合等に適合していることを確認している。

以上のことから、条例、規程及び手引に照らし政務活動費として違法、不当な支出には当たらない。

なお、1会派から収支報告書等の記載に錯誤があったとして、交通費及び広報紙(誌)発行費の一部について自主的な返還の申出があり、既に納付されていることから、これについては請求の根拠が失われたものと認識している。

また、本件請求と議会事務局保管の収支報告書等について内容を照合したところ、請求人が摘示している内容と収支報告書等の内容の一部相違があることが認められた。

6 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、措置請求書で摘示されている案件のうち会派に対する調査が必要と判断したものについて、関係会派に対し調査への協力を依頼し、当該案件に係る関係会派の説明資料及び証拠書類について議会事務局を通して提示を求め、その内容を確認した。

第5 監査結果

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 政務活動費の概要

(1) 政務活動費制度の経緯

平成11年に地方分権一括法が成立したことに伴い、地方議員の役割が増大したことから、国は、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会の要望を踏まえて、地方議会議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年に法の一部を改正し、「調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」として、地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成制度を法制化した。

その後、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布され、名称が「政務活動費」に改められ、交付内容が、これまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」となり用途が拡大された。

本県においても、平成13年4月に「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を制定し、さらに、上記法改正に沿って、平成24年12月に同条例を改正した。

(2) 根拠法

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と、また同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と、さらに同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

(3) 根拠条例等の主な内容

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（第2条）

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるもの

とする。

(別表)

分類	経費	内 容
政務活動補助費	人件費	会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費
	事務費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費
	交通費	会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費
調査・政策立案費	視察・研修費	会派又は議員が政務活動のため行う視察・研修・講演会等(共同開催を含む。)に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費
	調査委託費	会派又は議員が政務活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費
	資料購入・作成費	会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費
	要請陳情等活動費	会派又は議員が政務活動のため行う要請陳情活動、住民相談等に要する経費
	会議費	会派又は議員が政務活動のため開催する会議、住民相談会等に要する経費
	グループ活動費	会派又は議員が政務活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費
広報広聴活動費	広報紙(誌)発行費	会派又は議員が政務活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費
	ホームページ作成・管理費	会派又は議員が政務活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費
	政策広報費	会派又は議員が政務活動のため行う音声による広報広聴活動に要する経費
	会費	会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費

イ 交付対象（第3条）

政務活動費は、議会の会派に対し交付するものとする。

ウ 交付額（第4条）

各会派に対し交付する政務活動費の月額は、300,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

エ 会派の届出（第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該会派の代表者は、会派結成届を議会の議長に提出しなければならない。

オ 知事への通知（第6条）

議長は、前条の規定による会派結成届、会派異動届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに知事に通知しなければならない。

カ 交付の決定等（第7条）

知事は、前条の規定による通知があったときは、当該通知に係る会派に係る政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

キ 交付の方法等（第8条）

知事は、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を交付するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を交付する。

ク 実費支出の原則等（第9条、規程第5条）

a 自動車を利用する場合の交通費の算定

政務活動費に係る支出額は、政務活動に資するための必要な経費の実費とする。ただし、議長が別に定めるものについては、実費に代えて、議長が定める方法により算定した額によることができる。

自動車を利用する場合の交通費の算定については、条例第9条第1項の規定により、1キロメートルにつき24円とすることができる。

b 按分について

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることができる。

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。ただし、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、次の各号の按分割合を上限として算定するものとする。

(a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1

(b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1

(c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、
4分の1

ケ 収支報告書等（第10条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により、当該年度の終了した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

コ 議長の調査及び透明性の確保（第11条）

議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

サ 返還（第12条）

知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行った政務活動費に係る支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

シ 収支報告書等の保存及び閲覧（第13条）

議長は、第10条の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等（茨城県議会情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条に規定する不開示情報を除く。）の閲覧を請求することができる。

ス 委任（第14条）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

(4) 手引の性格、位置付け

茨城県議会は、政務調査費制度の運用を明確化するため、平成20年6月から議会運営委員会のメンバーにより検討を開始し、平成21年10月に全会派で構成する政務調査費検討会を設置し検討した結果、平成21年12月に条例を改正するとともに、併せて、政務調査費の使途にあたっての基本的な考え方や留意事項等を

内容とした手引を策定した。

平成 24 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、前回（平成 21 年）と同じく全会派で構成する政務活動費検討会を設置し、平成 24 年 12 月の条例の改正に併せて、政務活動費の適正な執行を図るための指針である手引の改正を行った。

（５）政務活動費の支出状況等

平成 27 年度の各会派に係る政務活動費の支出状況については、以下のとおりである。

支出金額及び支出年月日

		支出日	支出額（円）
いばらき自民党 収支報告年月日： 平成 28 年 4 月 28 日 収支報告額： 144,467,524 円	第 1 期	平成 27 年 4 月 15 日（水）	39,600,000
	第 2 期	平成 27 年 7 月 15 日（水）	39,600,000
	期外支給	平成 27 年 8 月 17 日（月）	600,000
	第 3 期	平成 27 年 10 月 15 日（木）	40,500,000
	第 4 期	平成 28 年 1 月 15 日（金）	40,500,000
	戻入	平成 28 年 5 月 27 日（金）	-16,332,476
	小計		144,467,524
民進党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成 28 年 4 月 28 日 収支報告額： 16,622,251 円	第 1 期	平成 27 年 4 月 15 日（水）	4,500,000
	第 2 期	平成 27 年 7 月 15 日（水）	4,500,000
	第 3 期	平成 27 年 10 月 15 日（木）	4,500,000
	第 4 期	平成 28 年 1 月 15 日（金）	4,500,000
	戻入	平成 28 年 5 月 26 日（木）	-1,377,749
	小計		16,622,251
茨城県議会公明党議員会 収支報告年月日： 平成 28 年 4 月 28 日 収支報告額： 14,147,954 円	第 1 期	平成 27 年 4 月 15 日（水）	3,600,000
	第 2 期	平成 27 年 7 月 15 日（水）	3,600,000
	第 3 期	平成 27 年 10 月 15 日（木）	3,600,000
	第 4 期	平成 28 年 1 月 15 日（金）	3,600,000
	戻入	平成 28 年 5 月 26 日（木）	-252,046
	小計		14,147,954

自民県政クラブ 収支報告年月日： 平成 28 年 4 月 28 日 収支報告額： 18,000,000 円	第 1 期	平成 27 年 4 月 15 日 (水)	4,500,000
	第 2 期	平成 27 年 7 月 15 日 (水)	4,500,000
	第 3 期	平成 27 年 10 月 15 日 (木)	4,500,000
	第 4 期	平成 28 年 1 月 15 日 (金)	4,500,000
	小計		18,000,000
日本共産党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成 28 年 4 月 28 日 収支報告額： 10,648,165 円	第 1 期	平成 27 年 4 月 15 日 (水)	2,700,000
	第 2 期	平成 27 年 7 月 15 日 (水)	2,700,000
	第 3 期	平成 27 年 10 月 15 日 (木)	2,700,000
	第 4 期	平成 28 年 1 月 15 日 (金)	2,700,000
	戻入	平成 28 年 5 月 26 日 (木)	-151,835
	小計		10,648,165
茨城の元気な明日を創る会 収支報告年月日： 平成 28 年 4 月 28 日 収支報告額： 3,600,000 円	第 1 期	平成 27 年 4 月 15 日 (水)	900,000
	第 2 期	平成 27 年 7 月 15 日 (水)	900,000
	第 3 期	平成 27 年 10 月 15 日 (木)	900,000
	第 4 期	平成 28 年 1 月 15 日 (金)	900,000
	小計		3,600,000
まごころ一途茨城 収支報告年月日： 平成 27 年 5 月 27 日 収支報告額： 0 円	第 1 期	平成 27 年 4 月 15 日 (水)	900,000
	戻入	平成 27 年 7 月 9 日 (木)	-300,000
	戻入	平成 27 年 7 月 9 日 (木)	-600,000
	小計		0
計			207,485,894

2 監査によって確認した事実

(1) 議会事務局における事務処理等について

ア 条例や手引に係る周知の徹底と理解の促進

議会事務局では、毎年度初めに各会派に対し交付決定の通知をする際に、各会派の経理責任者に対し、手引の留意事項について説明を行っている。

なお、1人会派の議員や、任期途中の補選等による新任議員に対しては、別途説明会を設け、手引の内容等について十分な説明を行っている。

また、会派、議員からの随時の問合せや相談に対し、個別に応じている。

イ 議長権限に基づく調査

収支報告書等の提出を受ける議長は、条例第 11 条の規定に基づき、その報告書等が所定の要件を備えているかどうかを確認することが求められるとともに、政務活動費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるよう努める必要があり、会派から収支報告書等の提出があった際、その記載方法、充当金額や充当割合等が、条例、規程や手引に照らして明らかな誤りがないかなど、必要に応じて調査を行うこととなっている。

なお、この調査は、法第 138 条第 7 項の規定に基づき議会事務局において行っている。

ウ 支出の根拠となる書類の確認

支出実績報告として翌年度の 4 月 30 日までに提出される「政務活動費収支報告書」には、その支出の事実を証する書類の写しとして、

- ・政務活動費領収書等貼付用紙
- ・政務活動費支払証明書

が添付されており、議会事務局総務課の 5 名で、提出のあった全ての会派に係る上記書類の内容確認を、出納整理期間中（5 月末まで）の戻入期限に間に合うように行っている。

エ 主な確認事項について

(ア) 政務活動費から支出することの妥当性

政務活動費の手引に照らし不適切な支出ではないかを確認し、疑義がある場合には会派の経理責任者等に問い合わせるとともに、会派が保管している雇用契約書等の証拠書類の提示を必要に応じて求めるなどして、政務活動費による支出の妥当性について確認を行っている。

(イ) 支出金額の妥当性

支出金額の妥当性については、手引の上限額、社会通念、地域性を踏まえた相場等を考慮し適切かつ総合的に判断している。例えば事務所費では、必要に応じて事務所の立地場所、築年数、床面積、建物の構造や周辺の相場等について会派に対し説明を求め、総合的に確認している。

(ウ) 按分率の妥当性

支出金額の按分については、手引の規定に照らし適切に行われているか判断している。例えば、事務所費で按分率 1 分の 1 などの場合には、当該事務所が専ら政務活動に使用されていることを客観的に示すよう会派に対し説明を求めている。また、按分率 4 分の 3 など、手引に照らし一般的でない按分率で提出された書類についても同様に確認を行っている。

(エ) 収支報告書等の確認

提出された「政務活動費収支報告書」の金額が正しいかどうかを確認するた

め、「政務活動費領収書等貼付用紙」等「支出の事実を証する書類の写し」の政務活動費支出額を支出項目ごとに集計し、支出総額の確認等を行っている。

オ 包括的な委託の確認

包括的な委託は、毎年度4月1日付けで会派代表者から所属議員に対して「政務活動依頼書」を送付することにより行っており（1人会派を除く。）、議会事務局では、その内容が手引に照らし適切か、それが所属議員全員分あるかどうか、といった確認を行っている。また、年度途中で所属議員が増となった場合には同様に会派から議員に対し送付されるので、同様の確認を行っている。

カ 問合せ等に対する対応

会派から随時、「政務活動費の対象経費の範囲に適合しているかどうか」等の問合せがあるが、その都度、手引等の規定に基づき対応している。

キ 透明性の確保

各会派から提出された収支報告書等を閲覧に供するとともに、収支報告書については、議会ホームページにおいて公開している。

(2) 会派における事務処理等について

ア 政務活動費の使途に係る所属議員への指導

1人会派以外の会派では、年度初めの会派会議等において、代表者及び経理責任者が全所属議員に対し、条例、手引により、条例第2条に規定する政務活動費の経費の範囲や、政務活動と後援会活動等の政務活動以外の活動が混在する場合の按分割合、さらには、政務活動費の支出にあたっての人件費、事務所費、会費といった経費ごとの留意すべき点等を説明している。

また、所属議員から会派に対し政務活動費への充当の可否や按分割合などの事項の問合せがあった場合、経理責任者は随時、電話や対面により相談に応じている。

さらに、所属議員から収支報告等の提出を受けた際には、経理責任者が政務活動費に充当できる活動内容であるか、按分割合や充当金額について領収書、活動記録簿及び各種契約書等により確認し、必要な場合は、当該議員に説明を求めている。

イ 政務活動費の使途に疑義が生じた場合の対処法

所属議員が実際の政務活動を行っていくうえで、政務活動費への充当の可否や按分割合などについて不明な点がある場合、1人会派以外の会派では、所属議員が経理責任者に相談し、必要に応じて会派代表者との協議を経て対処する。

そのうえでなお判断に迷う場合は、議会事務局に問い合わせることにより、会派として判断をしている。

また、1人会派について同様の案件がある場合、議会事務局に問い合わせる

ことにより判断している。

ウ 会派から所属議員への政務活動の包括的委託状況

政務活動費は、条例の規定に基づき会派に交付されることとなっているため、1人会派以外の会派では、各所属議員に対し、年度当初に、手引に基づく様式により政務活動の包括的委託を行っており、所属議員が個々に政務活動費を充当することを認めている。

(3) 請求人が本件請求において摘示した支出について

請求人が、本件請求の中で違法、不当な支出として摘示した案件について、議会事務局への聴き取り、領収書類等の確認を行うとともに、必要に応じて関係会派に対し説明資料及び支出証拠書等の提示を求め、調査したところ、事務手続は条例、規程及び手引に則り適正であった。

また、措置請求書と収支報告書等を照合確認した結果、多数の相違箇所があり、請求人の主張する政務活動費への充当額、返還請求額等に関係すると思料される相違が別紙1のとおり認められた。

(4) 交通費等の返還について

交通費（ガソリン代、高速料金等）及び広報紙（誌）発行費の一部に関し、別紙2のとおり1会派から返還の申出があり、議会事務局が返還手続を行ったことについて、関係書類により以下のとおり収納済であることを確認した。従って、県に損害は生じていないことが認められた。

返還申出日	平成 29 年 6 月 12 日
返還の内容	【交通費】
	ガソリン代 (35 件) 78,924 円
	高速料金・有料道路 (23 件) 45,630 円
	その他 (6 件) 10,452 円
	計 (64 件) 135,006 円
返還の内容	【広報紙(誌)発行費】
	送料 (1 件) 406 円
返還の理由	収支報告書等の記載に錯誤があった。
調定決議票起票日	平成 29 年 6 月 16 日
返還金収納日	平成 29 年 6 月 19 日

(別紙1)

本件請求と収支報告書等の相違内容

別紙番号	会派(略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等)記載内容	備考	返還請求金額への影響
3	民進党	会派	事務費	4	充当金額	5,900	5,400	ホームページホスティング代 7月分 返還請求金額: 2,950→2,700	▲ 250
4	民進党	長谷川 修平	交通費	4	活動内容	?	県行政に関する意見交換		
4	民進党	長谷川 修平	交通費	5	活動内容	?	県政全般に関する意見交換		
4	民進党	長谷川 修平	交通費	6	活動内容	?	県税収入に関する調査		
4	民進党	長谷川 修平	交通費	7	活動内容	?	地方行政に関する意見交換		
4	民進党	長谷川 修平	交通費	31	充当金額	日立北→水戸 1,290 水戸→日立北 1,290	日立北→水戸 900 那珂→日立北 680	返還請求金額 日立北→水戸: 645→450 那珂→日立北: 645→340	▲ 500
4	共産党	会派	交通費	1	充当金額	1,120	1,210	水戸→日立中央→日立中央(上野)(高速 道料金) 返還請求金額: 1,120→1,210	90
5	公明党	井手 義弘	交通費	7	按分率	1/1	1/2	4/23 充当金額, 返還請求金額には影響なし	
5	公明党	井手 義弘	交通費	53	按分率	1/1	1/2	2/6, 充当金額・返還請求額に影響なし	
5	公明党	井手 義弘	交通費	56	充当金額	12,710	12,100	(航空券) 24,200÷2=12,100 返還請求金額: 12,710→12,100	▲ 610
5	公明党	井手 義弘	交通費	57	(全項目)	(全内容)	(削除)	請求書38頁高崎進番号2の案件と二重計上 のため削除 充当金額: 53,550→0 返還請求金額: 53,550→0	▲ 53,550
5	公明党	八島 功男	交通費	4	充当金額	1,660	1,750	茨城町東830 桜土浦920 返還請求金額: 1,660→1,750	90
5	公明党	高崎 進	交通費	2	充当金額	5,496	3,048	ガソリン代等127km 返還請求金額: 5,496→3,048	▲ 2,448
5	公明党	高崎 進	交通費	7	支払者名	高崎 進	八島 功男	4/27	
5	公明党	高崎 進	交通費	35	按分率	1/1	1/2	2/6, 充当金額・返還請求額に影響なし	
7	自民党	加藤 明良	視察・研修費	1	(全項目)	(全内容)	(削除)	加藤議員による当該政務活動費の支出が認められない	▲ 665,000
7	県政ク	会派	視察・研修費	5	活動目的	?	【県外・県内調査】自治医科大学 医療法人城西病院 公益財団法人茨城国際親善厚生財団		
7	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	3	活動目的	スイカ利用代JR(目的不明)	中国電力(株)柳井発電所調査		
7	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	3	訪問先等	行き先不明	中国電力(株)柳井発電所調査		

別紙番号	会派(略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等)記載内容	備考	返還請求金額への影響
7	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	3	支払先	JR	スカイマーク(株)		
7	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	3	費用名称等	JR運賃	航空運賃		
7	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	3	充当金額	26,100	17,500	返還請求金額: 26,100→17,500	▲ 8,600
7	公明党	井手 義弘	交通費(視察・研修費関連)	6	(全項目)	(全内容)	(削除)	請求書29頁井手義弘番号52の案件と二重計上のため削除 充当金額: 6,624→0 返還請求金額: 6,624→0	▲ 6,624
8	自民党	川津 隆	資料購入・作成費		購入及び作成資料名	子や孫に読み聞かせたい論語他1点	・子や孫に読み聞かせたい論語 ¥1,028 ○保育園義務教育化 ¥1,080	1冊のみ(1,080円)対象	
8	共産党	会派	資料購入・作成費		購入及び作成資料名	「満蒙開拓青少年義勇軍悲劇の歴史」	「満蒙開拓青少年義勇軍悲劇の歴史」		
9	県政ク	臼井 平八郎	要請陳情等活動費	1	活動内容	?	中村喜四郎衆議院議員国会陳情		
11	自民党	(自民党防衛・領土議員連盟)会派	グループ活動費	1	訪問先等	(財)古都大宰府保存会	(財)古都大宰府保存協会		
12	自民党	先崎 光	広報紙(誌)発行費	2	充当金額	162,000	16,200	返還請求金額: 40,500→4,050	▲ 36,450
12	民進党	佐藤 光雄	広報紙(誌)発行費	2	充当金額	540	1,620	返還請求金額: 270→810	540
12	民進党	設楽 詠美子	広報紙(誌)発行費	13	目的	印刷4,200枚	印刷42,000枚		
12	民進党	設楽 詠美子	広報紙(誌)発行費	17	目的	@3.46×48,000通+@3.30×36,000通=284,880	@3.45×48,000通+@3.30×36,000通=284,400	消費税額を加えると充当金額(按分率1/1)と一致	
13	自民党	石田 進	交通費(政策広報費関連)	5	目的	32km分	15km分		
13	自民党	石田 進	交通費(政策広報費関連)	5	充当金額	768	360	返還請求金額: 600→180 ※鈴嘉旅館往復。請求の趣旨から判断して、変更後の交通費(360円)の1/2を計上	▲ 420
14	公明党	井手 義弘	会費	4	会の名称	イーオン倶楽部会費	イーオン倶楽部会費		
14	公明党	井手 義弘	会費	4	支払先	茨城イーオン倶楽部	茨城イーオンクラブ		
14	公明党	高崎 進	会費	9	会の名称	2016年キックオフパーティ「茨会」	2016年キックオフパーティ「葵会」		
14	公明党	田村 佳子	会費	1	会の名称, 支払先	いばらき思春期保険協会	いばらき思春期保健協会		

返還請求金額から差し引かれる額→

▲ 773,732

(別紙2)

【返還された交通費及び広報紙(誌)発行費】

(円)

議員名	活動内容	経費	費用名	按分率	充当額	返還請求額	返還額
井手義弘	H27.4.3草加市で在宅専門医と意見交換, 八島功県議と意見交換, 真鍋小のサクラライトアップ視察に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	6,912	6,912	6,912
			高速料金		7,180	7,180	7,180
井手義弘	H27.4.8日立市役所で「スーパープレミアム商品券」でヒアリング, 川口市介護ローソンを現地調査, 日立市会瀬町で県議会報告に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	7,920	7,920	3,960
			高速料金		8,270	8,270	4,135
井手義弘	H27.4.18ひたち医療センター新病棟落成式に参加(地域医療の推進などについて意見交換), 龍ヶ崎市内で県議会報告に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	5,856	5,856	2,928
井手義弘	H27.5.16茨城県議会の議会改革で意見交換, 水戸市で県議会公明党政策検討会議, つくば市内で県政懇談会に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	5,448	3,480	2,724
			高速料金		2,270	1,490	1,135
井手義弘	H27.6.17常陸多賀駅で県議会報告, 日立市議会一般質問傍聴(三代勝也), 県議会6月議会の採決態度など最終調整に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	1,968	1,968	1,968
井手義弘	H27.6.21鉾田市内で県政懇談会, 竜神カートを視察, レンタル用カートを試乗に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	3,384	3,384	1,692
井手義弘	H27.8.18美浦村議と意見交換, 土浦市で6月議会で政調会, ひたちなか市で地域医療構想について医療関係者と意見交換, 9月議会の補正予算, 提出議案などに関する会派代表説明会に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	5,280	2,640	2,640
			高速料金		4,340	2,170	2,170
井手義弘	H27.10.18県北芸術祭アートトークイベントに参加, 県北芸術祭で意見交換に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	1,896	1,896	948
			高速料金		1,010	1,010	505
井手義弘	H27.11.7大沼学区防災訓練を視察, ひたちなか市で県政報告, ひたちなか市本間市長・ひたちなか海浜鉄道社長などと意見交換, 日立市長・高萩市長・北茨城市長と意見交換に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	2,112	2,112	1,056
			高速料金		510	510	255
井手義弘	H27.11.8県政懇談会を開催に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	6,552	6,552	3,276
			高速料金		1,980	1,980	990
井手義弘	H27.11.10下妻市で地方創生に関する意見交換, 県議会でガン基本条例でヒアリングに係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	7,152	7,152	3,576
			高速料金		5,000	5,000	2,500
井手義弘	H27.12.9橋本知事と地方創生の具体化で意見交換, 公明党政務調査会(来年度予算に関する要望), 国政・県政報告会を水戸市内で開催に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	3,936	3,936	1,968
			高速料金		1,210	1,210	605

議員名	活動内容	経費	費用名	按分率	充当額	返還請求額	返還額
井手義弘	H28.1.4つくばみらい市(TXみらい平駅前)・守谷市(イオンタウン守谷)・取手市(取手駅西口)で県議会報告, 県議会で市町村の財政調整基金でヒアリングに係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	6,648	4,680	3,324
			高速料金		4,130	3,670	2,065
井手義弘	H28.1.8環境省と資源エネルギー庁訪問に係るJR乗車賃及びタクシー代	交通費	タクシー代 鉄道料金	1/1	3,540 7,250	1,770 3,625	1,770 3,625
井手義弘	H28.1.19東海第二原発再稼働問題で地元住民と意見交換, 日立市役所で地方創生・県北芸術祭等で意見交換に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	1,536	1,536	768
八島功男	H27.4.18県政報告街頭活動に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	840	840	420
八島功男	H27.4.21住民相談活動 県政報告の街頭活動発達障がい児の5歳児検診についてに係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	1,032	1,032	516
八島功男	H27.12.9橋本知事と意見交換, 公明党政務調査会に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	2,640	2,640	1,320
			高速料金		2,700	2,700	1,350
八島功男	H28.1.19東海村で県政意見交換(東海第二発電所の再稼働について)に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	4,344	4,344	2,172
			高速料金		3,320	3,320	1,660
高崎進	H27.4.5「アグリパークゆめすぎと道の駅」の観光振興調査に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	5,040	2,520	2,520
			高速料金		1,580	790	790
高崎進	H27.4.18会派政調会(龍ヶ崎市), 住民相談における河川・県道等調査, 県政報告街頭活動に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	3,480	3,480	1,740
			高速料金		1,660	1,660	830
高崎進	H27.5.5会派政調会に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	2,232	2,232	1,116
高崎進	H27.5.16会派政調会・住民相談活動に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	2,352	2,352	1,176
			高速料金		1,940	1,940	970
高崎進	H27.6.21住民相談活動, 県政報告に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	1,656	1,656	828
高崎進	H27.8.18県政に関する意見交換に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	3,192	3,192	1,596
			高速料金		2,150	2,150	1,075
高崎進	H27.11.10県政に関する意見交換, 県政報告に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	1,896	1,896	948
			高速料金		2,360	2,360	1,180
高崎進	H27.11.11県政に関する意見交換, 県政報告に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	2,520	2,520	1,260
			高速料金		2,260	2,260	1,130
高崎進	H27.11.29県政に関する意見交換に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	2,352	2,352	1,176
			高速料金		1,360	1,360	680
高崎進	H28.1.17県政に関する意見交換に係るガソリン代等及び高速料金	交通費	ガソリン代	1/1	3,744	3,744	1,872
			高速料金		2,960	2,960	1,480
高崎進	H28.1.23県政に関する意見交換, 常総市で県政報告に係るガソリン代等, 高速料金及び宿泊費	交通費	ガソリン代	1/1	840	0	420
			高速料金		1,480	1,480	740
			宿泊費		7,884	7,884	3,942

議員名	活動内容	経費	費用名	按分率	充当額	返還請求額	返還額
高崎進	H28.1.24県政に関する意見交換, 住民相談活動, 常総市で意見交換に係るガソリン代等, 高速料金及び駐車料金	交通費	ガソリン代 高速料金 駐車料金	1/1	4,272 1,480 800	4,272 1,480 800	2,136 740 400
高崎進	H28.1.31県政に関する意見交換に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	3,888	3,888	1,944
高崎進	H28.2.2住民相談活動, 県政に関する意見交換に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	4,008	4,008	2,004
田村佳子	H27.5.5街頭演説で県政報告に係るガソリン代等及び駐車料金	交通費	ガソリン代 駐車料金	1/1	1,224 330	1,224 330	612 165
田村佳子	H28.12.9橋本知事と地方創生の具体策について意見交換, 政務調査会(来年度予算編成に関する要望)に係るガソリン代等	交通費	ガソリン代	1/1	3,120	3,120	1,560
井手義弘	「H27.8.4代表質問の調査, 群馬県動物愛護センター(動物愛護の推進), 長野県庁(地方創生の取組み, 定住促進策, 移住促進策)に係るガソリン代等, 高速道料金」, 「H27.8.5小谷村の地方創生の取組み, 駒ヶ根市の地方創生の取組み, 定住促進の取組みで担当者と意見交換, 千葉県より移住し起業した女性にヒアリングに係るガソリン代等, 高速道料金, 白馬有料道路料金」及び「H27.8.6北杜市の地方創生の取組み, 定住促進を調査, 北杜市のクラインガルテン・大規模農場を視察, 山梨市の地方創生取組みと空家バンクについて説明聴取に係る駐車料金, ガソリン代等, 高速道料金」	交通費	ガソリン代 高速料金・ 有料道路料金 駐車料金	1/1	27,696 22,930 1,100	13,848 11,465 550	13,848 11,465 550
交通費 計					253,952	208,558	135,006
八島功男	茨城県議会公明党八島いさお県政通信発送 32.5g@92×1通	広報紙 (誌)発行 費	発送料	3/4	406	135	406
広報紙(誌)発行費 計					406	135	406
合計					254,358	208,693	135,412

第6 判断

監査対象機関からの説明聴取及び関係書類等の調査並びに会派への関係人調査の結果を確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 判断に当たっての基本的考え方

監査委員は、次のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された事項について判断する。

なお、以下において引用する裁判例は、ほとんどが政務調査費に関するものであるが、基本的な考え方は、政務活動費も同じであると解され、政務調査費に関する判例の趣旨は政務活動費にもあてはめることができるものとする。

(1) 議会の責任及び自主性の尊重

法第100条第14項及び第15項、さらに法の定めを受けて制定された条例第10条及び第11条の規定において収支報告書等の提出を求める権限やそれらを調査する権限は議長が有することとされていることから、政務活動費制度は、議会の自主性、自律性を尊重する制度であると解され、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、議会の責任において判断すべきものである。

平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（中略）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」とされ、「政務調査費条例（注：東京都品川区）は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

さらに、平成28年2月10日福井地裁判決においても、政務活動費について「議員等による政務活動費の使用の適正性の確保については、第一次的には議員及び議会がその自律的判断について政治的責任を負うにとどまり、その自律的判断に裁量の逸脱又は濫用があると認められない限り、違法の問題は生じないというべきである。」と判示している。

以上のことから、自主性、自律性の尊重により政務活動の自由は保護されるべきである。

なお、政務活動費制度の運用に当たっては、条例第 10 条では、収支報告書等の提出に際し、併せて領収書等の提出をしなければならないとされているところであり、法第 100 条第 16 項及び条例第 11 条の規定に基づく政務活動費の使途の透明性の確保についても留意する必要がある。

(2) 会派の裁量

平成 24 年の法改正により、政務調査費から政務活動費に改正され、その交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の支出から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の支出と改められていることから、政務活動費の対象経費の範囲は、政務調査費に比し、会派のより広範な裁量のもとに判断されるべきものと解される。本県条例においても、第 2 条において政務活動費を充てることができる経費の範囲を「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」と定めており、活動範囲を広く捉えている。

このため、個々の議員の調査研究等の活動を会派の政務活動として認めるか否か、調査研究活動の範囲や政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものとする。

平成 21 年 7 月 7 日最高裁判決においても、政務調査費について「「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」と判示している。加えて、平成 19 年 2 月 9 日札幌高裁判決でも、政務調査費について「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判示している。

(3) 支出の制限

一方、政務活動費の財源が公金である以上、政務活動費の充当に係る会派の判断が、無制約に許容されるわけではなく、政務活動費の範囲に該当する支出であったかどうかの事後的な検証を行うに当たり、当該支出について議会事務局又は

各会派から合理的説明が得られず、政務活動との関連性又は支出の合理性を明らかに欠くと認められる場合には、妥当性を欠くものとする。

平成 25 年 1 月 25 日最高裁判決では、政務調査費について「使途基準が調査研究費の内容として定める「(中略)経費」とは、(中略)議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」と判示している。

(4) 対象経費の判断

本県の条例においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とされており、また、交付対象は議会の会派とされているが、各会派においては会派から所属議員に対し包括的な委託を行い、会派の政務活動を所属する議員に委ねている。

従って、個々の議員の調査研究活動によるものも含め、本件請求に係る各会派の支出内容が政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かを確認することとした。

(5) 具体的な判断の基準

平成 21 年 9 月 29 日東京高裁判決（平成 20 年 11 月 28 日東京地裁判決を引用）では、政務調査費について「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示している。

こうしたことから、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かの確認に当たっては、証拠書類並びに議会事務局及び各会派の説明を政務活動費の適正な執行を図るための指針として議会が自主的に策定した手引に照らし合わせることにより行うこととし、明らかに手引に反しているもの又は政務活動との関連性若しくは支出の合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

手引を、基本的な基準とする理由として、その作成において、会派で構成する政務活動費検討会による検討を経て全会派共通の申合せ事項としてまとめたものであり、条例及び規程と一体となって一定の規範性を有するものとするものとする。

2 判断の理由

請求人が違法又は不当と主張する各会派の経費に対して、議会事務局保管の収支報告書等及び同局の説明並びに関係人調査（法第 199 条第 8 項に基づき、関係する会派（1 人会派については当該議員）に対し証拠資料等の提示を求めたもの。以下同じ。）により各会派から提示された関係書類及び各会派の説明（議会事務局を通じた説明を含む。）に基づき、その内容を調査したところ、いずれも違法、不当な支出でないことを確認した。

以下、請求人が政務活動費の違法又は不当な支出としている経費毎に判断の理由を述べることとする。

(1) 人件費

請求人は、按分率を 1 分の 1 としているものについて、按分率の正当性を証明するに足りる雇用契約書及び勤務実績を示す文書が提示されないものは、全額返還すべき旨主張する。

このため請求人がこれらの主張に基づき摘示している案件について、関係人調査により提示された雇用契約書、勤務実績表にて、被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では調査、資料作成等の政務活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動の補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派の説明によると、会派ではこれらの案件について、専ら政務活動の補助業務に従事していることを確認しているとのことであった。従って、請求人の主張は認めることができない。

その他、請求人の個別の主張に係る判断については以下のとおりである。

ア いばらき自民党

請求人は、会派で雇用した 2 名分について、平成 25 及び 26 年度における支出額との比較から会派の業務に専従していたとは考え難く、政党絡みの業務との割り振りの状況が分からないし、自由民主党茨城県支部連合会（以下「党支部連合会」という。）の職員を雇用する費用は、党への資金提供の一種と考えられなくもないので、雇用の事実及び勤務実績が明らかにされない以上支出は認められない旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認したところ、党支部連合会と会派との間で職員従事協定書を締結しており、党支部連合会の職員 2 名を会派の業務に従事させている。費用負担は、党支部連合会、会派ともそれぞれ 2 分の 1 とし、会派が負担する額の全額について、政務活動費を充当している。

職員従事協定書、勤務実績表によって、当該被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では政務活動の補助業務である報告書集計及び資料整理業務等

に従事していることが認められた。また、職員従事協定書の締結内容も政務活動全般に関する補助を行う旨記載されていた。従って、請求人の主張は認めることができない。

イ 日本共産党茨城県議会議員団

請求人は、会派は勤務実績表に基づいて日本共産党茨城県委員会経由で給与を支払っているが、雇用契約書が被雇用人と日本共産党茨城県委員会との契約であり、会派と被雇用人あるいは日本共産党茨城県委員会との契約書がないため、契約上不備であり、全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認したところ、日本共産党茨城県委員会、会派、被雇用人の3者による事務局員派遣契約を締結していることが認められた。従って、請求人の主張は認めることができない。

(2) 事務所費

ア いばらき自民党

請求人は、事務所は会派議員の属する政党の建屋内の一室であり、政党活動にも一部使用されたと考えるのが自然であるため、半額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された事務所の賃貸借契約書を確認したところ、会派は、県政全般にわたる調査研究活動、情報収集活動、政策立案活動、広報・広聴活動等の政務活動のため、一般社団法人茨城県自由民主会館の一部を借用しており、また、議会事務局を通じて会派に確認したところ、政務活動以外の活動に用いられる部分とは区画され、政務活動に必要な事務用品等を備え、政務活動を担当する職員が専ら調査研究、広報広聴、住民相談等の政務活動に使用しているとのことであった。従って、請求人の主張は認めることができない。

イ 横山忠市議員

請求人は、事務所の賃借料について、平成26年度の4月から12月は月額50,000円（按分率を2分の1とし充当金額月額25,000円）であったが、平成27年1月から3月は月額100,000円（按分率を2分の1とし充当金額月額50,000円）となったことについて、住民相談の増加によるものとした具体的な説明が無いまま平成27年度もこの状態が継続されているとしたうえで、家主は議員が役員を務める会社であり、利益供与としか思えず、契約を元に戻したうえで半額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された事務所の賃貸借契約書を確認したところ、平成27年1月1日付けで、2棟の物件について賃貸借契約を締結していることが認められた。議会事務局を通じて会派に確認したところ、住民相談等の来客が多くなっていることに加え、県政活動報告会を開催するに当たり収容人数に対応

する場所が不足することになったため、既存の物件に加え、新たに1棟を事務所として賃借することとした旨説明があった。この事実にかんがみれば、平成27年1月以降の賃借料については、社会通念上妥当性を欠くものとは認められない。また、議会事務局を通じて会派に確認したところ、議員は、賃貸人の会社の役員にはなっていなかった。従って、請求人の主張は失当であり、認めることができない。

ウ 田山東湖議員

請求人は、議員は株式会社タヤマから事務所を借り受けているが、当該議員が株式会社タヤマの役員であり、当該会社は賃貸業を行っていないため、政務活動費からの支出はできないとし、全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該会社は賃貸業を行っているとのことであり、また、当該会社のホームページにも賃貸業を行っている旨が掲載されていた。従って、請求人の主張は、事実の誤認に基づくものであり、認めることができない。

エ 高橋勝則議員

請求人は、当該議員がタカハシ工業株式会社の代表であり、自身の会社の一部を不動産会社経由で賃借しているかもしれず、支払先がマスキングされているのは、タカハシ工業株式会社が賃貸業を行っていないので、迂回賃貸借をするためであり、政務活動費からの支出はできないとして、全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された事務所の賃貸借契約書を確認したところ、当該事務所は、タカハシ工業株式会社の一部ではないことが認められた。請求人の主張は、憶測に基づくものにすぎず、認めることができない。

オ 長谷川修平議員

請求人は、出身母体の建屋内の一部で業務を行っていないながら、政務活動以外を行っていないとは信じられず、また、電気代及び水道代が2分の1に按分されていることから、半額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された事務所の賃貸借契約書によると、当該事務所は労働会館事務室の一部を議員活動のため賃借しているものであった。議会事務局を通じて会派に確認したところ、専ら調査研究、住民相談等の政務活動として使用しているとのことであり、また、当該事務所に係る電気代及び水道代については政務活動費を充当していなかった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(3) 事務費

ア 石塚仁太郎議員、岡田拓也議員、先崎光議員及び森田悦男議員

請求人は、調査報告書（政務活動調査報告書、県政活動報告書、各地区活動調査報告書）の発送料について、これらの報告書の内容が開示されないので、広報紙(誌)との関連も分からず、専ら政務活動関連の報告書であるか分からないため、政務活動以外も含まれると推察し、半額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該調査報告書等は、専ら政務活動に係るものであった。従って、請求人の主張は認めることができない。

イ 民進党茨城県議会議員団（コピー機リース料）、井手義弘議員（コピー機リース料、政務活動記録機器等）、日本共産党茨城県議会議員団（コピー機リース料）

請求人は、コピー機のリース料及び政務活動記録機器等などで按分率を1分の1としているものについては、政務活動以外には絶対に使用しないということとは出来ないはずであるから、半額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認したところ、当該コピー機は会派控室に設置し、専ら政務活動のみに使用しているとのことであった。また、井手義弘議員の政務活動記録機器等については、会派控室に設置したパソコン等に関する機器等であり、専ら政務活動に使用しているとのことである。従って、請求人の主張は認めることができない。

ウ 民進党茨城県議会議員団（サーバー費用、ドメイン維持費、ホームページホスティング代）

請求人は、ホームページの内容は政務活動のみとは言えず、按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該費用については、民進党茨城県議会議員団のホームページの維持に必要な経費であるとのことである。

また、民進党茨城県議会議員団のホームページを議会事務局において確認したところ、専ら政務活動のみについて掲載してあるとのことであった。

請求人の主張は事実に基づくものではないため、認めることができない。

エ 日本共産党茨城県議会議員団

（ア）コピー用紙購入

請求人は、用途が不明で大量の購入であり、全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認したところ、政務活動に使用する資料作成のため購入したものであったため、請求人の主張は認めることができない。

（イ）県政報告郵送料等

請求人は、県政報告(広報紙)の評価の按分率を概ね4分の3程度であるとして、4分の1の額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認したところ、専ら政務活動に係るものであるとのことであった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(ウ) 県政報告用パネル作成費

請求人は、党名を大書きしたパネルで宣伝の意味ありと思われるので、按分率2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認したところ、予算特別委員会での質問のため使用したものであり、パネルに党名の記載はなかった。従って、請求人の主張は事実に基づくものではないため、認めることができない。

オ 鈴木将議員及び八島功男議員

請求人は、不必要に高額な機器（パソコン、カメラ）の購入は、按分率を2分の1としている場合でも全額返還請求すべき旨主張する。

手引において、備品については、政務活動に使用するためであれば、取得単価が20万円まで購入できる旨明記されており、当該備品はいずれもこの金額の範囲内であることから、請求人の主張は認めることができない。

カ 井手義弘議員（電話料金）

請求人は、電話機が使われていないか、あるいはほとんど使われていないうえ、別にもう1台の電話機があるため無駄であるとし、全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認した結果、当該電話機は会派控室に設置してあるものであった。さらに、議会事務局を通じて会派に確認したところ、政務活動のみに使用しているものであり、発信時だけでなく電話料金の発生しない受信時において主に使用しているとのことであった。電話機の使用状態により政務活動費の充当の可否が判断されるものではなく、請求人の主張は認めることができない。

(4) 交通費（ガソリン代・高速道料金等）

ア 石井邦一議員，海野透議員，西條昌良議員，白田信夫議員，鈴木定幸議員，鈴木将議員，田山東湖議員，西野一議員，葉梨衛議員，福地源一郎議員，飯田智男議員

請求人は、当該議員の活動内容について、県政に直接関係があるとは思えないこと、政務活動以外の目的であること、活動内容に疑義があること等の理由により全額返還請求すべき旨主張する。

これらは、すべて請求人の見解や思い込みによる主張を述べたものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。

イ 菊池敏行議員，岡田拓也議員，田口伸一議員，西野一議員，鈴木定幸議員，白田信夫議員，島田幸三議員，本澤徹議員，石井邦一議員（グループ活動費関連）

これらは，いばらき自民党港湾議員連盟によるシンガポール・マレーシア視察調査（平成 27 年 5 月 10 日から同月 13 日まで）にかかる，自宅から成田空港（新東京国際空港）までのガソリン代及び高速道路料金である。

請求人は，「(10)グループ活動費（54 頁）」で述べるとおりグループ活動費の全額返還請求すべき旨を主張し，それと関連する交通費についても，全額返還請求すべきと主張する。

当該視察調査については，「(10)グループ活動費（54 頁）」で後述するように，請求人の主張は認められない。このため，関連する交通費についても同様に主張は認めることができない。

ウ 石田進議員（政策広報費関連）

請求人は，県政報告会会場であるサンシャインホール雅までの交通費について，会場はすべて当該議員が経営する会社の登録住所内にあるため，いわゆる通勤を意味するものとし，自家用車利用料を支払うことは認められないとして交通費全額を返還請求すべき旨主張する。また，仮にこれらが問題ないとしても，県政報告の内容が自己の成果報告を含むものであろうとして，按分率を 2 分の 1 とし，半額を返還請求すべき旨主張する。さらに，平成 27 年 5 月 18 日の県政報告会に係る交通費については，会場である鈴嘉旅館までの距離は往復で 14 キロメートルであり過剰計上であるから，当該距離の 2 分の 1 で算定した額を除く分を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局によれば，県政報告会会場までの交通費の支給については，当該議員の経営する会社の登録住所内であっても政務活動のために会場に赴いたのであれば支給されるべきとのことであり，請求人の主張は失当であることから，認めることができない。また，県政報告の内容が自己の成果報告を含むであろうという主張は，請求人による根拠のない意見であり，認めることができない。なお，平成 27 年 5 月 18 日の県政報告会に係る交通費についての請求人の主張は，自家用車の走行距離が 32 キロメートルであるとの認識に基づくものであるが，収支報告書等を確認したところ，議員が本件交通費の対象とした距離は 15 キロメートルである。これは，県政報告会の会場である鈴嘉旅館までの走行距離としては妥当なものであり，請求人の主張は，事実の誤認に基づくものであることから，認めることができない。

エ 自民県政クラブ（視察・研修費関連）

請求人は，平成 27 年 9 月 22 日の常総市内視察における交通費の支出に疑問

が生じるとして、また、平成 28 年 1 月 19 日の鬼怒川緊急対策プロジェクトの事業内容調査において、同日に小型バスの借り上げにより会派の他の議員が国会議員へ要望していることに関連し、行動を共にできなかった理由が明確でないとして、それぞれ全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、平成 27 年 9 月 22 日の交通費は、政務活動のための支出であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

また、平成 28 年 1 月 19 日の調査については、議員が会派の他の議員と行動を共にしなければならない規定はなく、政務活動は、あくまで議員の判断に基づき行われるものであるため、請求人の主張は認めることができない。

オ 長谷川修平議員

請求人は、活動内容が明示されていないことや、誰と意見交換したか不明であること、また、まともな意見交換がされたとは思えない、といった理由により、全額を返還請求すべきとし、政務活動以外の目的が含まれていると推察するものについては按分率を 2 分の 1 とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認した結果、請求人において活動内容が明示されていないと主張する 4 件については、すべて県政に関する意見交換を実施していた。また、手引によれば、会派が整理保管する証拠書類等のうち交通費に係るものについて自家用車利用記録簿が例示されており、その中では、活動内容として「〇〇〇についての現況調査」等の記載例はあるものの、相手方の名称まで求めている。このことから、意見交換の相手方が自家用車利用記録簿に記載されていなくても、政務活動費の返還をする理由にはあたらない。さらに、請求人の主張するまともな意見交換がされたとは思えないとは、単なる憶測に過ぎず、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していない。以上のことから、請求人の主張は認めることができない。

カ 日本共産党茨城県議会議員団、江尻加那議員、山中たい子議員

請求人は、平成 27 年 6 月 2 日及び 11 月 9 日に会派での訪問を行っているが、目的及び結果が示されていないこと、また、江尻加那議員の平成 28 年 1 月 29 日の東海村役場訪問について、政務活動といえるか疑問であること、山中たい子議員の平成 27 年 6 月 1 日の住民要望の内容が不明であることといった理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、平成 27 年 6 月 2 日に実施した訪問は、会派による県内調査として日立市役所等を訪問し意見交換したものであり、会派の広報紙にも掲載されており、平成 27 年 11 月 9 日は、会派による北茨城

市の視察であることが、活動内容として明記されていた。これらの訪問について、結果が示されていないと請求人は主張するが、政務活動の結果を示すかどうかは、政務活動費の支給に影響を及ぼすものではない。

また、議会事務局を通じて会派に確認した結果、江尻加那議員の訪問については、政務活動として行ったものであり、山中たい子議員の住民要望については、県道の整備及び維持管理等についての要望に係る政務活動であった。

以上により、請求人の主張は認めることができない。

キ 井手義弘議員

(ア) 平成27年4月2, 3, 8, 18, 20, 23日, 5月16日, 6月21日, 8月18日, 10月13, 18, 19, 21日, 11月1, 8, 10, 11, 24, 29日, 12月19, 23日, 平成28年1月4, 5, 8, 17, 19, 23, 30日, 2月2, 6日

請求人は、活動内容が選挙活動等の政治活動であり政務活動とはかけ離れているとの理由により、平成27年5月16日, 11月29日, 平成28年1月4日分については費用の一部を、平成27年10月19日分については3分の1を、平成27年8月18日分, 10月21日分及び平成28年1月8日分については半額を、それ以外の分については全額を返還請求すべき旨主張する。

平成27年4月3日分の経費については、会派から錯誤の申し出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。また、平成27年4月8, 18日, 5月16日, 6月21日, 8月18日, 10月18日, 11月8, 10日, 平成28年1月4, 8, 19日分の経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1の誤りであった旨の申し出があり、半額が既に県に返還されている。従って、このうち、請求人が半額の返還を求める平成27年8月18日分及び平成28年1月8日分に係る経費については、請求人の主張は、その根拠を失っている。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、半額の返還があったもののうち請求人が全額の返還を求めている平成27年4月8, 18日, 5月16日, 6月21日, 10月18日, 11月8, 10日, 平成28年1月4, 19日分の経費及び返還のなかったもののうち、平成27年4月23日, 11月1, 11, 24, 29日, 平成28年1月17, 23, 30日, 2月6日分の経費については、当該交通費に係る活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在するため、手引の規定に基づき適切に按分しており、また、平成27年4月2, 20日, 10月13, 19, 21日, 12月19, 23日, 平成28年1月5日, 2月2日分の経費については、当該交通費に係る活動は、すべて専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(イ) 平成27年4月13, 27日, 5月5日, 6月6, 16日, 9月30日, 10月11

日、11月7日、12月9日、平成28年1月29、31日

請求人は、活動は架空である等として活動内容の実施に疑問があるといった理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

平成27年11月7日及び12月9日分の経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1の誤りであった旨の申し出があり、半額が既に県に返還されている。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、半額の返還があった経費及び平成28年1月31日分の経費については、当該交通費に係る活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在するため、手引の規定に基づき適切に按分しており、また、平成27年4月13、27日、5月5日、6月6、16日、9月30日、10月11日、平成28年1月29日分の経費については、当該交通費に係る活動は、すべて専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(ウ) 平成27年5月19、22日、12月18、27日、平成28年2月11～13日

請求人は、措置請求書及び陳述において、活動内容が観光であり政務活動ではないなどの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、すべての経費において専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(エ) 平成27年4月30日、7月11日

請求人は、平成27年4月30日分については、行き先がつくば市及び牛久市であるのに、高速道路を日立南太田インターチェンジで降りており、料金の請求書につくば市及び牛久市までの高速道路の利用の記載がないことを理由に全額を返還請求すべき旨主張する。また、平成27年7月11日分については、行き先が取手市であるのに、高速道路をつくば牛久インターチェンジで降りていることを理由に、他の用事もあったとして一部を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、いずれの日も、専ら意見交換等の政務活動としての活動であり、平成27年4月30日にかかる交通費については、つくば市及び牛久市への高速道路を利用したが、請求しなかったものであった。また、7月11日にかかる交通費については、活動場所及び行き先に矛盾はなく、高速道路をつくば牛久インターチェンジで降りていても、特に不自然ではない。従って、請求人の主張は認めることができない。

(オ) 平成27年6月17日

請求人は、日立市議会の傍聴は政務活動ではなく、日立市長との意見交換及び県議会の採決態度の調整等が架空であるとして、また、同一日付の類似の内容で、1,968円及び2,088円の充当がされているとして、全額を返還請求すべ

き旨主張する。

このうち、1,968円分については、会派から誤って二重に充当した旨の申し出があり、既に県に返還されている。また、2,088円分については、議会事務局を通じて会派に確認したところ、すべて専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(カ) 平成27年7月13～14日

請求人は、当該県外調査と同一日に、別の調査等を実施しているため、当該県外調査は、なかったものとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該交通費は、会派の代表である井手義弘議員の支出となっているが、同一会派の高崎進議員が行った調査に係る経費を会派から支出したものであり、当該調査は専ら調査研究等の政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(キ) 平成28年1月15日

請求人は、当該議員が山梨県を訪問した際にかかるレンタカー代及びガソリン代について、レンタカー代の中にガソリン代が含まれており、別に支払いをしているガソリン代との関係が不明瞭であるとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該レンタカー代は、田村佳子議員がつくば市で借り受け、山梨県まで行った分にかかる基本料金及びガソリン代であるが、井手義弘議員は、これとは別に自家用車で山梨県まで行き、それに係るガソリン代を支出したものである。従って、請求人の主張は認めることができない。

(ク) 実施日不明 (53,550円)

請求人は、平成28年2月26日の株式会社ツアーサービスに対する支払内容が不明であるため、全額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料によると、当該活動は、高崎進議員が平成28年2月22日から23日にかけて福岡県正規雇用促進支援センターや神戸市人と防災未来センター等を視察したものであり、当該活動は専ら政務活動にかかるものであること、また、会派として支出したものであることを確認した。従って、請求人の主張は認めることができない。

(ケ) 平成27年5月15日、6月14日 (視察・研修費関連)

請求人は、措置請求書及び陳述において、活動内容が個人的趣味の行動であり政務活動ではないなどの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、すべての経費において専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(コ) 平成 27 年 8 月 4～6 日（視察・研修費関連）

請求人は、措置請求書及び陳述において、当該日程に行われた群馬県、長野県、山梨県への調査に、議員の自動車に同乗者がいたとして交通費の半額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率を1分の1としたところであったが、政務活動以外の活動が含まれていたとして按分率を2分の1とする旨の申し出があり、既に半額が県に返還されていることから、請求人の主張は、その根拠を失っている。なお、同乗者の有無は不知である。

(サ) 平成 27 年 8 月 29～31 日（視察・研修費関連）

請求人は、措置請求書及び陳述において、当該日程に行われたシャープ亀山工場視察及び三重県議会でのヒアリングについて、視察の意味はなく、また、8月30日は日曜日であり、視察及び県議会でのヒアリングはできないであろうとして全額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により会派から提示された資料により確認したところ、8月30日にシャープ亀山工場の現地調査及び亀山市議会議員より工場誘致政策についてのヒアリングを実施し、31日には三重県議会でのヒアリングを実施していた。従って、請求人の主張は認めることができない。

(シ) 平成 28 年 2 月 2 日（視察・研修費関連）

請求人は、活動内容が選挙活動であり政務活動ではないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

請求人の当該主張は、「キ 井手義弘議員（ア）」に記載のとおり、同内容の支出に対して重複して行っているものであり、判断の対象から除外する。

ク 八島功男議員

(ア) 平成 27 年 4 月 18, 21 日, 12 月 30 日, 平成 28 年 1 月 5, 19 日

請求人は、活動内容が選挙活動等の政治活動であり政務活動ではないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

平成 27 年 4 月 18, 21 日, 平成 28 年 1 月 19 日分の経費については、会派から按分率1分の1と記載したところ、2分の1の誤りであった旨の申し出があり、半額が既に県に返還されている。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、返還のあったこれらの経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するため、手引の規定に基づき、適切に按分している。また、平成 27 年 12 月 30 日及び平成 28 年 1 月 5 日分の経費については、当該交通費に係る活動は、すべて専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(イ) 平成 27 年 9 月 13 日, 12 月 9, 18～19 日

請求人は、政務活動について、内容に疑義があり、行われていないとみなして、全額を返還請求すべき旨主張する。

平成27年12月9日分の経費については、会派から按分率1分の1と記載したところ、2分の1の誤りであった旨の申し出があり、半額が既に県に返還されている。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、返還のあった経費については、当該交通費に係る活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在するため、手引の規定に基づき適切に按分している。また、平成27年9月13日、12月18～19日分の経費については、当該交通費に係る活動は、すべて専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(ウ) 平成27年12月25日

請求人は、活動内容の県議会報告研修会議は、必ずしも政務活動に限られないと推測し、半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、当該交通費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(エ) 平成27年4月4日

請求人は、真鍋小学校・観光名所調査といった活動内容が単なる観光であり政務活動ではないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(オ) 平成28年1月23日、2月6日

請求人は、1月23日の県政に係わる意見交換及び2月6日の政策検討会が、新春の集いであり、意見交換ではないため、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、これらの経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引に基づいて適切に交通費を按分していた。従って、請求人の主張は認めることができない。

ケ 高崎進議員

(ア) 平成27年4月5、18、19、20日、6月21日、8月18日、11月10、29日、平成28年1月17、23、24、31日、2月2、6日

請求人は、活動内容が選挙活動等の政治活動であり政務活動ではないとの理由により、平成27年4月5日分については半額を、それ以外の分については全額を返還請求すべき旨主張する。

これらのうち、平成27年4月5、18日、6月21日、8月18日、11月10、29日、平成28年1月17、23、24、31日、2月2日分の経費については、会派

から按分率1分の1の記載は、2分の1の誤りであった旨の申し出があり、半額が既に県に返還されている。そのため、平成27年4月5日分の経費については、請求人の主張はその根拠を失っている。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、半額の返還があったもののうち請求人が全額の返還を求めている平成27年4月18日、6月21日、8月18日、11月10、29日、平成28年1月17、23、24、31日、2月2日分の経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するため、手引の規定に基づき、適切に按分している。また、平成28年2月6日分の経費については、請求人は按分率を1分の1と記載しているが、2分の1の誤りであり、手引の規定に基づき適切に按分している。さらに、平成27年4月19日及び20日分の経費については、当該交通費に係る活動は、すべて専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(イ) 平成27年4月27日、5月5、6、16日、8月20日、8月26日、11月11、13日、平成28年2月15、19日

請求人は、政務活動内容に疑義があり、調査等の政務活動は行われていないとして、特に平成27年5月6日、8月26日、11月13日、平成28年2月15日分については、公明党本部へ行ったものと推定して、平成28年2月15日分については半額を、それ以外の分については、全額を返還請求すべき旨主張する。

これらのうち、平成27年5月5、16日、11月11日分の経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1の誤りであった旨の申し出があり、半額が既に県に返還されている。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、返還のあったこれらの経費については、当該交通費に係る活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在するため、手引の規定に基づき、適切に按分している。また、平成27年4月27日の公明党政務調査会にかかる経費については、高崎進議員ではなく八島功男議員にかかる支払であり、政務調査会についても開催され、さらに平成27年5月6日、8月20、26日、11月13日、平成28年2月15、19日に係る経費については、当該交通費に係る活動は、すべて意見交換等の専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(ウ) 平成27年7月11、12日

請求人は、当該日の道の駅の現地調査及び視察は観光旅行であり政務活動ではないため、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、専ら政務活動として行ったものであった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(エ) 平成 27 年 4 月 3 日, 5 月 4 日, 9 月 19, 22 日, 12 月 13 日, 平成 28 年 3 月 29 日

請求人は, 当該日に実施した道の駅の調査及び視察について, 年間 9 か所の道の駅を視察しており異常であること, また, 市町村レベルの話であって県会議員の仕事ではないことを理由として, 全額を返還請求すべき旨主張する。

道の駅の視察を何か所していようとも, 議員の判断によるものであり, 問題ない。よって, 当該視察は, 県政に関係することであるため, 請求人の主張は失当であり, 認めることができない。

(オ) 平成 27 年 6 月 7 日, 10 月 28 日, 11 月 22 日

請求人は, 高速道路の利用状況と訪問先に矛盾があるとして, 全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果, 訪問先へのガソリン代の請求漏れであり, 政務活動自体は行われていたとのことであった。従って, 請求人の主張は認めることができない。

(カ) 平成 27 年 4 月 4 日

請求人は, 当該日に行われた住民相談活動の内容が不明であるとして, 全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果, 当該活動は専ら政務活動にかかるものであるとのことであり, 請求人の主張は認めることができない。

(キ) 平成 27 年 8 月 19 日

請求人は, 当該高速道料金の支出に係る交通費に関して, 目的地も理由も不明であり, ガソリン代の請求もないとして, 全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果, ガソリン代の請求は漏れてしまったとのことであるが, つくばみらい市へ県政に関する意見交換のため訪問したものであり, 当該活動は専ら政務活動にかかるものであるとのことであった。従って, 請求人の主張は認めることができない。

(ク) 実施日不明 (53,550 円) (視察・研修費関連)

請求人は, 平成 28 年 2 月 26 日の株式会社ツアーサービスに対する支払内容が不明であるため, 全額を返還請求すべき旨主張する。

請求人の当該主張は, 「キ 井手義弘議員 (ク)」に記載のとおり, 同内容の支出に対して重複して返還請求を行っているものであり, 判断の対象から除外する。

コ 田村佳子議員

請求人は, 平成 27 年 5 月 5 日の街頭演説での県政報告, 12 月 9 日の知事との意見交換及び政務調査会, 平成 28 年 1 月 23 日の知事等との意見交換につい

て、政務活動としては行われていないとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

平成 27 年 5 月 5 日、12 月 9 日分の経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 の誤りであった旨の申し出があり、半額が既に県に返還されている。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、返還のあったこれらの経費及び平成 28 年 1 月 23 日に係る経費について当該交通費に係る活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在するため、手引の規定に基づき、適切に 2 分の 1 に按分しており、請求人の主張は認めることができない。

(5) 交通費（自動車リース代）

請求人は、自動車リース代について、按分率 2 分の 1 のものは、政務活動費を充てることができる金額を月額 29,000 円と独自に算定し、同価との差額の政務活動費について返還請求すべき旨主張する。

手引においては、自動車をリースする場合の車種や金額は、特に定められていないが、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲とされている。

しかし、ある支出が政務活動の趣旨・目的に反するものであるか否かは、条例等に照らして判断するものであり、請求人が独自に作出した基準に照らして判断されるものではない。リース代というものは、車種、走行距離、リース期間など様々な要素により決定されるものであって、請求人が独自に作出した基準により査定することはあり得ない。

従って、標準価を超える政務活動への充当を認めないとの請求人の主張は失当であり、認めることができない。

また、請求人は按分率 4 分の 1 のものについては、そもそもリースすること自体が政務活動費の手引の意図したのではなく、按分率を低くすることで政務活動への充当金額を目立たないようにし、過剰な品質の自動車をリースしているとして全額返還請求すべき旨主張する。

手引によれば、政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合の政務活動費として支出できる額を、経費のうち合理的に説明できる割合又は 4 分の 1 を上限とする適切な額と定めており、手引の意図したものではないとする請求人の主張は、失当であるため、認めることができない。

さらに請求人は、陳述において、自動車リースについては契約書の厳密な点検により判断を下すべきであると主張している。

これについては、措置請求書において摘示されたものではなく、法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求の対象となる行為又は事実を特定していないため、監査の対象外とした。

(6) 視察・研修費

ア 萩原勇議員，岡田拓也議員，加藤明良議員，設楽詠美子議員

請求人は，大学等の教育機関で，基礎的手法などを学ぶことは，個人のスキルアップのためであり，全額返還すべき旨主張する。

平成 18 年 11 月 18 日東京高裁判決において，議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための公共政策大学院への学費について調査研究活動に必要な経費に該当するとされているところであり，また，議会事務局に確認した結果，当該経費は，調査研究活動の基盤の充実を図るという政務活動費の制度趣旨に合致するものであるとのことであるため，請求人の主張は認めることができない。

なお，収支報告書等を確認した結果，加藤明良議員の当該大学院の受講にかかる政務活動費の支出は認められなかった。

イ 石井邦一議員

請求人は，会津日新館訪問は，県内の教育政策に関係を持つとは思えず，単なる観光にすぎないとして全額返還請求すべき旨主張する。

当該主張については，「(4) 交通費（ガソリン代・高速道料金等）ア」と同様の理由により認めることができない。

ウ 飯塚秋男議員，小川一成議員，細谷典幸議員，白田信夫議員

請求人は，当該議員は平成 27 年 6 月 25 日から 7 月 2 日までニューヨーク市及びワシントン市を訪問しているが，旅費の明細が明らかにされていないうえ，小川一成議員以外の 3 議員については視察の成果が不明であるため，小川一成議員については半額，それ以外の 3 議員については全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料によると，当該議員は，ニューヨーク市及びワシントン市の治安，防災，危機管理等の状況，特に 9.11 テロ後の現況と対応を調査し，災害及び危機管理に強い県土づくりのための議員活動に資するため日本国大使館，ニューヨーク市の消防本部及び警察本部を訪問したとのことである。これらの訪問に当たっての旅行費用の明細を確認したところ，政務活動に係る費用について，按分率を 2 分の 1 としており，特に問題とすべき点はなかった。政務活動かどうかは，議会における発言の有無によって判断されるものではなく，議員としての議会活動の総体で判断されるものであり，請求人の主張は，単に自らの意見を述べるに留まるものである。

これらのことから，請求人の主張は認めることができない。

エ 自民県政クラブ

請求人は，平成 27 年 9 月 11 日の常総市水害調査について，小型バスの借り上げの事実がなかったものとして，平成 27 年 9 月 22 日の常総市内被災地現地

調査，11月18日の国会議員への要望，11月24日のつくば市内施設現地調査，平成28年1月19日の国会議員への要望における小型バス借り上げについては，利用者が4名であり，借り上げの必要性がなかったものとして，平成27年12月3日の自治医科大学等訪問については，活動目的が不明であるとして，それぞれ全額返還請求すべき旨主張する。

収支報告書等により，すべての案件について小型バスの借り上げの事実が確認できた。また，平成27年9月22日，11月18日，11月24日及び平成28年1月19日の小型バス借り上げの必要性についてであるが，具体的な移動方法については，会派又は議員の裁量に委ねられているところであり，請求人の主張は失当である。また，関係人調査により提示された資料によると，平成27年12月3日の自治医科大学等訪問については，県出身の学生(15名)の状況や卒業生の近況，大学の経営・人材育成等について聴取したとのことであった。

以上のことから，請求人の主張は認めることができない。

オ 長谷川修平議員

請求人は，当該議員は平成27年10月10日から17日までの第8次電機連合議員団海外調査を行っているが，目的及び行き先が不明であるとして，また，地域活性化に関する意見交換及びJRスイカ利用代については，目的のほか行き先及び実施日が不明であるとして，全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料によると，平成27年10月10日から17日まで，ドイツ国内のミュンヘン市，ベルリン市，カールスルーエ市の各施設を訪問し，インダストリー4.0(第4次産業革命)並びに環境・エネルギーへの取組に関する理解を図ることを目的に，ものづくりの革新に取り組んでいる状況を視察したとのことであり，専ら調査研究等の政務活動として行ったものである。また，地域活性化に関する意見交換については，平成28年3月5日に企業誘致による地域活性化に関して東京の会計事務所等と意見交換を行ったものである。さらに，JRスイカ利用代については，平成28年2月11日から12日にかけて山口県柳井市及び兵庫県高砂市にエネルギー開発による地域振興やエネルギー関連企業の調査のため企業を訪問したものであり，JRではなく航空機の利用代金である。スイカ機能の付いたクレジットカードで支払いをしているため，請求人がスイカ利用によるJR運賃の支出と誤ったものと思われる。以上により，すべて政務活動と認められるため，請求人の主張は認めることができない。

カ 井手義弘議員

請求人は，当該議員が平成27年5月15日に行った「世界のバラとガーデニングショー」視察，平成27年6月14日に行ったツインリンクもてぎでの意見交換は個人的趣味によるものであり，さらに陳述で保険料の支払先がもてぎ共

済会であることは信用できないとして、また、平成 27 年 8 月 31 日のケーブルテレビ J W A Y 設立時の役員と面談・意見交換については、意味のあるものと思えないとして、平成 27 年 12 月 7 日及び平成 28 年 2 月 2 日の県フラワーパーク視察については、毎年行っているため必要性を疑うとして、全額返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、すべて請求人の見解や思い込みによる主張を述べたものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。なお、平成 27 年 8 月 31 日のケーブルテレビ J W A Y 設立時の役員と面談・意見交換時にかかる訪問先が不明となっていたため、関係人調査により会派から提示された資料により、三重県議会において実施したことを確認した。

(7) 資料購入・作成費

ア いばらき自民党，自民県政クラブ，茨城県議会公明党議員会の議員の新聞代
請求人は、新聞の購入先が公開されないことから不正な購入があるとして、購入者と発行者の関係とは無関係に全額返還請求すべき旨主張する。

新聞の購入は、手引により政務活動費の充当が認められている。請求人の主張は思い込みによるものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。

イ 川津隆議員，臼井平八郎議員，長谷川修平議員，八島功男議員，日本共産党茨城県議会議員団の書籍代

請求人は、川津隆議員が購入した書籍「子や孫に読み聞かせたい論語」他 1 点、臼井平八郎議員が購入した書籍「世界遺産 2015」、長谷川修平議員が購入したタウン誌、八島功男議員が購入した「土浦市議会 50 年の歩み」、日本共産党茨城県議会議員団が購入した「満蒙開拓青少年義勇軍悲劇の歴史」について、購入書籍が県政に関係するとは思えない又は県政に役立つとは思えないとして、全額返還すべき旨主張する。

関係人調査により会派から提示された関係書類により、川津隆議員は上述の書籍の他、保育行政に関する書籍を購入し、これを政務活動費の充当対象としており、同時に購入した上述の書籍は、対象外としている。なお、各議員が充当対象とした書籍は、いずれも調査等の政務活動に関する書籍であることを確認した。従って、請求人の主張は認めることができない。

ウ 井手義弘議員の書籍代

請求人は、当該議員が購読する公明月報について、政策立案の参考事項を入手できる可能性がある一方で、所属政党の資金の一部となることも考慮し、半

額を返還請求すべき旨主張する。

手引において「資料購入・作成費」の内容は、「会派又は議員が議会審議や政務活動のために行う図書等の購入, 利用等及び資料作成に要する経費」とされ, 政党機関紙(誌)にも充てることができることとされていることから, 請求人の主張は失当であり, 認めることができない。

エ 八島功男議員の資料購入費

請求人は, 当該議員が登記簿謄本の取得に係る印紙代について, 住民相談のためであるならば, 必要な文書の取得費は相談者が負担すべきとして全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ, 当該登記簿謄本は, 道路拡幅に伴う境界関係等の住民相談に必要な資料として取得したものであり, 政務活動以外には活用していないとのことであったことから, 請求人の主張は認めることができない。

オ 戸井田和之議員の政務活動用ポスター複写代

請求人は, 当該ポスターを党派名と議員名を書いたものと推察し, 半分は知名度アップを目的としたものと考え, 半額を返還請求すべき旨主張する。

請求人の主張は, すべて思い込みによるものであり, 政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから, 認めることができない。

(8) 要請陳情等活動費

ア 臼井平八郎議員

(ア) 国会議員を訪問 (平成 27 年 8 月 25 日)

請求人は, 当該議員が平成 27 年 8 月 25 日に国会議員を訪問した際の活動目的が不明であるとして, 全額返還請求すべき旨主張する。

収支報告書等により, 当該訪問は, 国会議員への陳情であることが確認されたので, 請求人の主張は失当であり, 認めることができない。

(イ) 国会議員への要望 (平成 27 年 11 月 18 日)

請求人は, 当該議員が平成 27 年 11 月 18 日に実施した国会議員の要望について, 同日に同一目的で会派として小型バスを借り上げて当該国会議員を訪問しており, 鉄道を利用する理由が無いとして, 全額返還請求すべき旨主張する。

陳情に当たってどのような交通手段・経路をとるべきかについては, 特に手引等に規定はなく議員の判断によるところであり, 請求人の主張は失当であり, 認めることができない。

(ウ) ミャンマー大使への要望 (平成 28 年 1 月 25 日)

請求人は、当該議員が平成 28 年 1 月 25 日に実施したミャンマー大使への要望について、議員単独で行う性質のものではなく、行政担当に訪問を促すべきであるため無駄な行為であり、全額返還請求すべき旨主張する。

要望活動を議員自ら行うことについては、議員の裁量によるところであり、何ら制限されるべきものではないため、請求人の主張は単に自らの意見を述べるに留まるものであり、認めることができない。

なお、上記（ア）から（ウ）までの行程において新幹線グリーン車を利用しているが、請求人は、議員の交通費は県職員の旅費に関する規定に準じており、グリーン乗車券に政務活動費の充当は出来ないため、上記にかかる主張が認められないときは、グリーン席利用と指定席利用の差額を返還請求すべき旨を主張している。

手引には、「視察・研修費」について「公務出張に準じ、グリーン車や航空機のビジネスクラス等にも充てることができる」と記載されているが、議会事務局によると、要請陳情等活動費においても同様の取扱いとされ、特別車両料金（グリーン車料金等）を支給することは可能であるので、本件支出に問題はない。よって、請求人の主張は認めることができない。

イ 江尻加那議員

請求人は、当該議員が平成 27 年 8 月 24 日に行った防衛省への要請活動及び平成 27 年 11 月 19 日に行った各省庁への要請活動について、要請内容が不明であるため、正当なものとはいえず全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料を確認したところ、平成 27 年 8 月 24 日には、航空自衛隊百里基地における戦闘機・輸送機の配備状況等について確認・要望を行ったものであり、また、平成 27 年 11 月 19 日には、環境省ほか 10 省庁に対して、台風 18 号による豪雨災害や東海第二原子力発電所等の内容について要望活動を行ったものであった。これらは、すべて政務活動として行ったものであり、請求人の主張は認めることができない。

(9) 会議費

請求人は、半村登議員が平成 27 年 4 月 4 日から 9 月 27 日にかけて行った県政報告会は、内容が議会報告の類であろうと推察したうえ、報告の対象が選挙区内のものに限定されていることから自己宣伝の意味合いがあるとして、報告会にかかる会場使用料及び茶菓子代について、半額を返還請求すべき旨主張する。

請求人の主張は、すべて思い込みによるものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。

(10) グループ活動費

ア いばらき自民党港湾議員連盟シンガポール・マレーシア視察調査（平成 27 年 5 月 10 日から同月 13 日まで）

請求人は、会派として支払った旅費は、明細が示されておらず旅費の規定に基づいているかどうかの確認ができない、大人数での訪問の必要性に疑問があるし、参加者の氏名の正式な公表がされていない、目的が示されておらず正式な報告書も認められない、ホームページ等で本件に関する記事を書いているが内容に乏しい、本会議及び委員会での質問・提案が認められないとして、政務活動の正当な費用として認められないので全額返還請求すべき旨主張する。

前述したとおり、議員の交通費は、手引で準用しているものを除き県職員の旅費に関する規定に基づく必要はない。関係人調査により提示された資料によると、訪問は、会派の議員 16 名で行われ、常陸那珂港区を結ぶ定期コンテナ航路の誘致を図ることを目的とし、シンガポール共和国及びマレーシア国の情報収集と茨城港湾の PR 活動を行うため、進出している船会社や貿易サポート機関である J E T R O 等を訪問し、意見交換等を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものである。また、政務活動かどうかは、議会での当該調査に係る発言の有無やホームページ等による公開によって判断されるものではなく、議員の議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は、単に自らの意見を述べるに留まるものである。さらに、旅行費用に係る明細を確認した結果、手引に則って行われていた。これらのことから、請求人の主張は認めることができない。

イ いばらき自民党防衛・領土議員連盟 名古屋三菱重工・対馬自衛隊視察研修（平成 27 年 6 月 24 日から同月 26 日まで）

請求人は、会派として支払った旅費は、明細が示されておらず旅費の規定に基づいているかどうかの確認ができない、本件が県政に関係し政策提言に役立つとは思えない、参加者の氏名の公表がされていない、目的が示されておらず正式な報告書も認められない、ブログに報告記事があるが評価に値しない、同記事は古都大宰府保存協会訪問に触れていないのは政務活動でない証拠である、本会議及び委員会において質問あるいは提案が行なわれていないとして、政務活動の正当な費用として認められないので全額返還請求すべき旨主張する。

前述したとおり、議員の交通費は、手引で準用しているものを除き県職員の旅費に関する規定に基づく必要はない。関係人調査により提示された資料によると、訪問は、会派の議員 22 名で行われ、県内での今後の自衛隊の防災等の活動への認識を深める目的で、機材製造企業や海上・陸上自衛隊等を訪問したものであり、専ら視察・研修等の政務活動として行ったものである。また、政務活動かどうかは、議会での当該調査に係る発言の有無やブログ等による公開に

よって判断されるものではなく、議員の議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は、単に自らの意見を述べるに留まるものである。さらに、旅行費用に係る明細により、手引に則って行われていることが確認できた。これらのことから、請求人の主張は認めることができない。

(11) 広報紙(誌)発行費

ア いばらき自民党（会派及び議員）

請求人は、県政活動報告書について、発行の目的に自己宣伝を含むことは疑いないとして、発行に係る費用のうち按分率2分の1（一部について3分の2又は4分の3あるいは5分の4）を超える額について、また、会派で作成した報告書については、内容に乏しく会派の宣伝にすぎないとして、按分率3分の1を超える額について、返還請求すべき旨主張する。加えて、山岡恒夫議員のはがき購入代について、年始の挨拶状ではないか、また、はがきで県政活動報告ができるのか疑問であるとして、全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、広報紙(誌)は、すべて専ら政務活動を記載したものであるか、もしくは、適切な按分率により発行されたものであった。従って請求人の主張は認めることができない。

イ 自民県政クラブ（議員）

請求人は、すべて報告書等の現物を確認せず、推察で発行の目的に自己宣伝を含むことは疑いないとして、按分率2分の1とし、超える額を返還請求すべき旨主張する。

これらは、すべて請求人の見解や思い込みによる主張を述べたものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。

ウ 民進党茨城県議会議員団（会派及び議員）

請求人は、県政活動報告書について、発行の目的に自己宣伝を含むことは疑いないとして、按分率2分の1（一部について4分の1あるいは4分の3）を超える額について返還請求すべき旨主張する。加えて、設楽恵美子議員にかかるはがき印刷代については、はがき程度で県政情報が提供できるとは思えないとして全額について、封筒印刷費については、広報紙が政務活動としての有効性が100%ではないとして、按分率4分の1を超える額について、返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、広報紙(誌)は、すべて専ら政務活動を記載したものであったことから、請求人の主張は認めることができない。

エ 茨城県議会公明党議員会

(ア) 井手義弘議員

請求人は、広報紙については、当該議員の活動の宣伝を意図したものであろうとして、広報紙作成費及び郵送費について按分率を2分の1とし、超える額を返還請求すべき旨主張する。また、はがき代については、挨拶状あるいは宣伝文であるとし、また、広報用写真撮影についても不要であるとして全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、広報紙(誌)は、すべて専ら政務活動を記載したものであるか、もしくは、適切な按分率により発行されたものである。また、議会事務局に確認したところ、広報用撮影費用も広報紙(誌)発行費として認められている。以上のことから、請求人の主張は認めることができない。

(イ) 八島功男議員

請求人は、広報紙(誌)の発行目的に自己宣伝を含むことが疑いないとして、按分率2分の1を超える額について返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、広報紙(誌)は、すべて適切な按分率4分の3により発行されたものである。従って、請求人の主張は認めることができない。

なお、請求人の主張にはないが、一部に錯誤により送料を支払っていた分があり、これについては、既に会派から県に返還されている。

(ウ) 高崎進議員、田村佳子議員

請求人は、広報紙等について類推により、質疑応答の記事がほとんどである、又は、他の議員について評価したような内容であるとして、按分率2分の1とし、超える額を返還請求すべき旨主張する。

これらは、すべて請求人の見解や思い込みによる主張を述べたものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。

オ 日本共産党茨城県議会議員団(会派)

請求人は、広報紙(誌)の内容について、県政と直接関係がない、あるいは、政務活動とは認めない、また、対象となる広報紙が不明である、さらには、議員の写真が掲載されているとの理由で、按分率を独自に定め、全額あるいは12分の1から2分の1までの割合で算定した額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、広報紙(誌)は、すべて専ら政務活動を記載したものであった。また、広報に当たり、写真を使用するかどうかは議員の裁量の範囲である。以上のことから、請求人の主張は認めることができない。

カ 戸井田和之議員

請求人は、広報紙(誌)の内容について、政務活動外又は自己宣伝の部分を含むとして、按分率を8分の3とし、超える額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じ議員に確認した結果、広報紙(誌)は、すべて適切な按分率4分の3により発行されたものである。従って、請求人の主張は認めることができない。

(12) 政策広報費

ア 加藤明良議員

請求人は、県政報告会案内用はがき購入及び県政報告会案内発送料について、県政報告会とは関係ない行事の連絡に当該はがきを使用したのではないかとの疑いを持ち、これら費用の全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認した結果、当該はがきは県政報告会及び研修会の案内を内容とするものであった。なお、按分率が2分の1となっているものについては、当該県政報告会等の案内のほかに、自民党員に対して自民党水戸総支部報告の通知を併せて行っているためであり、按分率が1分の1のものは、すべて当該県政報告会等の案内を行っているためであるとのことであった。従って、請求人の主張は認めることができない。

イ 石田進議員

請求人は、県政報告会会場借用について、会場はすべて当該議員が経営する施設であり、倫理上問題であること、神栖市に公民館、コミュニティーセンターが9か所あり、いずれも低料金で利用可能であるが、これらを利用していないとして会場費全額を返還請求すべき旨主張する。また、仮にこれらが問題ないとしても、県政報告の内容が自己の成果報告を含むものであろうとして、按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

会場の選定については、社会通念上妥当な範囲であれば、議員の裁量に委ねられており、また、議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該県政報告会は、専ら政務活動に関するものであった。よって、請求人の主張は認めることができない。

ウ 先崎光議員、石塚仁太郎議員、下路健次郎議員、葉梨衛議員、菊池敏行議員、石井邦一議員、神達岳志議員、設楽恵美子議員

請求人は、県政報告会の開催の目的の半分は、議員の宣伝であるとして、報告会に係る会場使用料、資料コピー代、コピー用紙購入代、茶・菓子等購入費、はがき購入費、資料印刷及びデザイン発注費、写真現像代の按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

請求人のこれらの主張は、すべて請求人の見解や思い込みによるものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実

を示していないことから、認めることができない。

エ 星田弘司議員

請求人は、県政報告会の開催の目的の半分は、議員の宣伝であるとして、報告会に係る会場費、プロジェクター費、お茶代等の按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。また、平成27年5月7日支払の県政報告会資料コピー代については、議員のブログにおいて、当該日後の1週間の間に、県政報告会が開催された旨の掲載がないとして全額を返還請求すべき旨主張する。

議員の宣伝であるという主張は、すべて請求人の見解や思い込みによるものであり、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないこと、また、県政報告会の内容をブログに公開することの有無により、政務活動費の充当が判断されるものではないことから、請求人の主張は失当であり、認めることができない。

オ 川津隆議員、横山忠市議員

請求人は、当該議員の開催する県政報告会及び意見交換会にかかる茶菓子代及び会場使用料について、県政報告の内容に議会における議員の質疑の内容が含まれるとすれば、県政報告会分については按分率を2分の1とし、意見交換会分については按分率を1分の1として、全体で按分率を4分の3とし、超える額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該報告会及び意見交換会は専ら政務活動に関するものであった。従って、これらのための会場使用料及び茶菓子代についての充当は、特に問題はなく、請求人の主張は認めることができない。

カ 臼井平八郎議員

請求人は、当該議員の開催する県政報告会並びに地区座談会について、自己宣伝の意味合いが拭えないとし、報告会等にかかるお茶・茶菓子代について按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

請求人のこれらの主張は、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。

キ 長谷川修平議員

請求人は、県議会報告の送付先見直しにかかる委託について、外注する必要はなく無駄遣いであるとして、費用の全額を返還請求すべき旨主張する。

請求人のこれらの主張は、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を示していないことから、認めることができない。

ク 井手義弘議員

(ア) 動画広報作成、動画撮影・編集・公開、撮影会場借用

請求人は、動画撮影はあえて撮らなくても録画がネット公開されていること及び動画である必要がないこと、撮影会場借用は、スタジオを借りて撮影する必要がないことの理由により自己宣伝の最たるものであるとして、支出を認めないとし、全額を返還請求すべき旨主張する。

議員の政策広報活動に当たり、広報用の動画撮影等を行うかどうか、また、撮影場所をどこにするかは、議員の裁量の範囲内であり、政務活動として認められるものである。従って、請求人の主張は失当であり、認めることができない。また、議会事務局を通じて会派に確認したところ、本件動画は、議会での質問の動画であるが、質疑の様子に加え、内容を分かりやすくするため、質問内容のテロップや質問の基礎となった視察調査の様子等の写真を挿入するなどしており、議会中継の録画とは異なるものである。

(イ) 政策広報用パネル作成

請求人は、パネルは党名を大きく書くなど宣伝臭の強いものであろうとして、按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該パネルは、街頭で県政報告を行う際に施策の説明をするために作成したものであり、内容も請求人の主張するような政党名の記載は無く、政務活動のために使用するものであるとのことであった。従って、請求人の主張は認めることができない。

(ウ) 代表質問案内冊子

請求人は、代表質問を傍聴してもらうための案内用と思われるが、応援団を招集するための手段にすぎないとし、全額を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された資料により確認したところ、冊子の内容は、政務活動の成果をPRするためのものであり、議会の傍聴者に配布するほか、政務活動の説明用の資料として使用しているとのことであった。従って、請求人の主張は、認めることができない。

(13) 会費

手引において「会費」の内容は、「会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費」とされ、対象となる経費としては、「各種団体・地域団体等が主催するもので、議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等を目的として参加する会合等の会費及びこれに類するもの」とされている。

また、「年会費」については「議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等を目的として加盟する各種団体・地域団体等の年会費及びこれに類するもの」とされている。

対象としては、他団体が主催する会合等であることが必要であり、私的又は個人的な会合、政党等が主催するパーティ等に充てることはできないこととされている。

以下、今回の請求に係る案件について政務活動の対象となるかどうか判断する。

ア 伊沢勝徳議員（隊友会土浦支部）

請求人は、当該団体は親睦団体であり会員になることを認めない、また、正会員の年会費が3,000円であるのに対して、10,000円の年会費は高すぎるとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであった。また、支出証拠書類により年会費については、特別会員として10,000円の年会費を支払っていることを確認した。

よって、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

イ 石井邦一議員（準家庭倫理の会）

請求人は、純粋に政務活動であるといえるのか疑問であり、萩原勇議員の所属する同種の会の会費について按分率を2分の1としていることから、按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、家庭教育環境の充実に向けての政務調査のための情報収集を目的とするものであり、これにより議員発議による「茨城県家庭支援に関する条例」の制定に結び付けたとのことであった。また、請求人の主張する萩原勇議員の所属する倫理法人会とは別組織であるとのことであった。

以上により、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

ウ 星田弘司議員（霞ヶ浦自衛隊後援会）

請求人は、後援会加入は政務活動ではないとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

エ 半村登議員（五霞町商工会総会、境町商工会総会）

請求人は、目的の半分は自己宣伝であるため、按分率を2分の1とし、半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

オ 齋藤英彰議員、佐藤光雄議員、二川英俊議員、長谷川修平議員（連合茨城議員懇談会）

佐藤光雄議員（自治体議員連合）

設楽恵美子議員（政策意見交換会）

二川英俊議員（連合茨城政治フォーラム）

長谷川修平議員（U Aゼンセン茨城県支部，連合茨城県北協議会，日本労働組合総連合会茨城県連合会）

請求人は，純粋な政務活動とは思えないとして，半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ，当該会への参加は，県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり，政務活動に当たるので，請求人の主張は認めることができない。

カ 齋藤英彰議員，佐藤光雄議員，二川英俊議員，井手義弘議員及び高崎進議員（明日の茨城づくり新春の集い）

齋藤英彰議員（日立市勤労者協議会新春交流会）

佐藤光雄議員，高崎進議員（城里町新春賀詞交歓会）

佐藤光雄議員，井手義弘議員，高崎進議員（茨城県日中友好協会新春交流会）

井手義弘議員（日立市建設塗装組合新年会）

高崎進議員（水戸市商工会議所新春のつどい，吉田地区自治実践会賀詞交換会，日本ベトナム友好協会茨城県連合会新春のつどい，2016年キックオフパーティ「葵会」）

請求人は，新春交流会の類は，名刺交換的要素が濃く政務活動のみとは言えないとして，半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ，当該会への参加は，県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり，政務活動に当たるので，請求人の主張は認めることができない。

キ 長谷川修平議員（日立市勤労者協議会）

請求人は，当該意見交換会を新春交流会とみなし，半額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ，当該会への参加は，県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり，政務活動に当たるので，請求人の主張は認めることができない。

ク 齋藤英彰議員，佐藤光雄議員（日本労働組合総連合会茨城県連合会新春の集い）

佐藤光雄議員，二川英俊議員（電機連合茨城新春の集い）

佐藤光雄議員（日本郵政グループ新春の集い，高退連新春の集い）

二川英俊議員（情報労連茨城県協議会新春の集い）

請求人は，当該議員の支持母体の新年会であるとして，全額返還請求すべき

旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

ケ 齋藤英彰議員（電機連合茨城協議会）

請求人は、組合活動であり政務活動としての参加は考えられないとして全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

コ 井手義弘議員

(ア) コミュニティネット日立，ふれあいの郷金沢，防災士ネットワーク

請求人は、当該団体の会員になる必要はなく、政治活動である疑いが強いとして全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、地域のIT化推進や教育現場でのIT化等についての意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

(イ) イオン倶楽部

請求人は、特定企業に偏った行為には支払いを認めないとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会は、イオンに勤務したOBの親睦団体であり、特定企業の活動に偏ったものではなく、文化活動などを主に行っている団体である。当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

サ 八島功男議員（土浦市国際交流協会，公益社団法人認知症の人と家族の会，霞ヶ浦自衛隊後援会，土浦間税会，土浦税務署管内間税会）

請求人は、県議会議員としての参加に意味はなく、外部から客観的に支援すべきであり、政治的な活動の疑いが濃いこと、自衛隊後援会は政務活動として全く意味がないことを理由に全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

シ 高崎進議員（茨城県吉田検察審査協会，水戸市日中友好協会）

請求人は、茨城県吉田検察審査協会年会費については、何年も継続しているが何の成果もあげていないこと、水戸市日中友好協会年会費については、県議会議員として参加に意味はないことを理由に、全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

なお、請求人は、茨城県吉田検察審査協会への年会費について成果がないことを主張しているが、政務活動かどうかは、議員としての議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は単に自らの意見を述べるに留まるものであり認めることができない。

ス 田村佳子議員（いはらき思春期保健協会）

請求人は、県議会議員として当該団体への加入に意義を認めないとして、全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じて会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであり、政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

3 結論

以上のことから、請求に係る支出については、その一部は既に県に返還されており、請求の根拠が失われているほか、違法又は不当というべきものはなく、知事が財産の管理を怠る事実は認めることができない。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断し、これを棄却する。